

第 2 回 定 例 会
令和 2 年 6 月 16 日
(第 3 日 目)

6月16日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	正野 卓矢君	2番	弓削 洋平君
3番	永田 清裕君	4番	奥 晃郎君
5番	荒田 幸司君	6番	崎田 信正君
7番	安田 壮平君	8番	橋口 耕太郎君
9番	栄 ヤスエ君	10番	大迫 勝史君
11番	松山 さおり君	12番	林山 克巳君
13番	西 公郎君	14番	関 誠之君
15番	奥 輝人君	16番	川口 幸義君
17番	伊東 隆吉君	19番	与 勝広君
20番	竹山 耕平君	21番	橋口 和仁君
22番	多田 義一君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18番 元野 景一君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	朝山 育君	副市長	東美佐夫君
教育長	要田 憲雄君	住用総合支所事務所長	弓削 洋一君
笠利総合支所事務所長	濱田 洋一郎君	総務部長	三原 裕樹君
総務部参事	野崎 浩敏君	総務課長	平田 宏尚君
企画調整課長	國分 正大君	財政課長	永田 公洋君
市民部長	満永 亮一君	環境対策課長	平田 博行君
保健福祉部長	山下 能久君	福祉事務所長	永田 孝一君
福祉政策課長	寿山 一昭君	健康増進課課長補佐	當田 加奈子君
健康増進課主幹	郷田 早苗君	高齢者福祉課長	川畑 博行君
商工観光部長	武下 義広君	商工情報課長	向井 渉君
紹観光課長	島袋 修君	産業建設課長	岩下 忠久君

6月16日(3日目)

建設部長保浦正博君 土木課長平山光二君
教育部長福長敏文君 学校教育課長末吉正承君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長前田賢一郎君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 重信竜昇君
主幹兼議事係長伊集院正君 議事係主任堀健太郎君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願ひいたします。さらに当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。

2番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。2日目のトップバッターをさせていただきます。

一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。中国武漢市で最初の症例が確認された新型コロナウイルス感染症は今や全世界へと感染が広がり、ロックダウン、入国制限、オリンピック・パラリンピックの延期など、過去に経験していない事態に陥りました。ブラジルでは感染症対策より経済対策を優先し、今やアメリカに次ぐ感染者数の増加になっています。また、日本、そして、奄美市でも感染者が確認され、身近なものとなりました。経済的にも打撃は大きく、日本では4月7日、7都道府県への緊急事態宣言から16日には全国に拡大され、倒産した企業が6月1日までに200社に及んだことが分かっています。本市におきましても、様々な事業に大打撃をもたらしました。鹿児島県は5月14日に緊急事態宣言が解除され、今後、県外移動も緩和されてきます。そのことによって、観光客や仕事等で御来島される方が増加してまいります。第2波、第3波の襲来に備えた体制の強化とともに、奄美経済の景気回復を同時にやっていかなければなりません。目に見えない敵、新型コロナウイルス感染症の恐怖、不安の中、感染者の生命を守るため一生懸命利用されています医療関係の皆様に心より感謝し、早期にワクチン開発が実現できるよう切に願います。そして、市民の皆様が1日も早く安心できる日々を取り戻せるよう、期待いたします。

それでは、質問に入ります。1、教育行政について。新型コロナウイルスの影響について。①小・中学校における学校再開後の授業時数の現状についてお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

教育長（要田憲雄君） おはようございます。弓削議員の質問に対して、御答弁を申し上げます。4月20日から5月6日までの登校日の9日間分の休業期間における授業時数を確保するために、現在、それぞれの学校において、1年間を通して予備時数で対応したり、あるいは行事の精選や週の授業時数を増やしたりするなど、それぞれ各学校の実情に応じて授業時数を補っているところでございます。併せて、単に授業時数を確保するだけではなく、学力低下を招かないよう、授業の質の向上や必要な学習内容の充実についても、改めて私どものほうから指導を行っているところでございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。各学校で授業時数の差があり、いろいろと工夫して時数を補

っているということで了解いたしました。全国各地では夏休みをなしと宣言している学校等もございます。鹿児島市におきましても、市立の小・中学校の夏休みを8月1日からとする方向で協議を進めております。本市におきましても、新型コロナウイルスの影響で臨時休校になり、その間の時数をどう補うか懸念していたものでありますから、御質問させていただきました。引き続き子供たちの学力向上のため、御指導いただければと思います。

次の質問に入ります。②夏休みへの影響についてお伺いいたします。

教育長（要田憲雄君） 夏休み中の休業期間の授業のことにつきましては、本市の各学校での指導の状況を、今、確認しているところでございまして、それを受け、県の方針もありますし、県の、あるいは他市町村の動向も踏まえながら、授業を実施するかにつきましては、早急に検討してまいりたいと考えております、一両日中には決する状況であります。以上です。

2番（弓削洋平君） 今のところ、夏休みは通常どおりの期間であるという認識でよろしいでしょうか。

教育長（要田憲雄君） おおよその状況を聞いてみると、9日間授業ができませんでしたので、それを補うためには幾らかやっぱり子供たち、学校に登校することが望ましいという考え方を私自身持っております。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。初めての新型コロナウイルス感染症による臨時休校や、また、春休み、ゴールデンウイーク、そして、もうすぐしますと夏休みといった長期間の休みによる、また、今後の生活リズムの崩れが、またですね、2学期初めに懸念されますので、是非教育委員会、学校教員、保護者等との連携を図り、子供たちの精神的ケアに努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症の影響によって、オリンピック・パラリンピックの延期、また、インターハイや甲子園の春夏中止など、様々な大会に影響が及んでいます。10月に本市住用町で開催される予定でありました国民体育大会相撲競技におきましても、困難の状況となっております。中学校体育連盟による地区大会、県大会も中止が決定しております。私も指導者として、子供たちにはこのきつい練習の日々が必ずこの先役に立つときが来ると指導していますが、実際に目標のためにきつい練習にも耐えてきた子供たちにとっては、言い表せないぐらいの悔しさがあると思います。自らの表現できる場所を失ったのです。幸いにも、小学生においては奄美市スポーツ少年団交歓大会が予定されております。子供たちも喜んでおります。大会等中止による不用になった予算などを、今後、どのように活躍、活用していくかを踏まえて、③スポーツや文化、芸術における小・中学生の大会等中止による今後の救済措置について、当局の御見解をお伺いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。御案内のとおり、平成2年度第47回大島地区スポーツ少年団競技別交歓大会につきましては、離島間の移動がございますので、新型コロナ感染防止の観点から、既に中止が決定しております。そのため、大会参加が条件になっている予算については、開催されなかった場合は費用の支出は当然できないということになるわけであります。なお、市の交歓大会につきましては、通常どおり開催が決定しておりますので、実施に沿って予算執行を行う予定にしております。また、県中学校総合体育大会につきましても、コロナ感染の予防の観点から中止になっているところでございます。そのため、現時点では補助対象になる大会参加の実績はございませんので、支出はできないということになろうかと思うんです。

次に、本市におきましても、新型コロナの感染拡大防止の観点から、中止になった大会等が数多くございます。このことにつきましては、これまで練習してきた成果を発揮する、今、議員がおっしゃられたように、舞台を失ってしまった小学校6年生や中学校3年生の児童・生徒の心情を察しますと、大変

心が痛むところです。私も経験しておりますので、十分理解しているところでございます。従いまして、現在、万全の新型コロナ感染防止対策をとった上で、各競技連盟ですとか協会の方々が代替、代わる大会に開催できないかとかということで、前向きに検討をしてくださっているということを伺っております、この場をお借りしてお礼申し上げたいと考えております。今度はそういう方向で、競技をそれぞれで、協会や連盟の主催で大会が進められるであろうということを予測しております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 各競技によっては、中学3年生は公式戦の大会もなくなり、引退という形になり得るわけです。公式戦で結果を出し、スポーツや文化、芸術で高校へ進学したいと思っていた子供たちもいるわけです。大会等中止で不用になった予算を救済措置としてですね、新型コロナ終息後にでも、せめて中学3年生だけでも合宿やイベント等に補助していただいてですね、子供たちが努力してきたことの成果を実感できる経験への手助けとなるように強く要望いたしますし、次の質間に移ります。

2、観光施策について。（1）住用町内海公園地区等の観光拠点施設の整備促進について。①内海公園「へご」観察園の活用についてお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、弓削議員にお答えさせていただきます。住用町の内海周辺につきましては、観光交流施設であります三太郎の里、内海公園バンガロー、木工工芸センター、奄美体験交流館の各種施設を有しております。現在、内海公園内の遊具整備を進めております。本市が推進する住用森と水のまち観光プロジェクトにおける拠点のエリアと位置付けているところであります。また、同エリアは奄美大島の人や物の流れの要衝である国道58号の南北ほぼ中間に位置しております。世界自然遺産登録後には観光地としてさらに活性化が期待できるエリアであろうと思います。御質問の内海公園「へご」観察園は、旧住用村において行楽だけでなく、ヒカゲヘゴが目の前にある自然観察も楽しめる施設として整備いたしております。内海公園「へご」観察園につきましては、今後、住用町の観光振興において、自然観察を楽しむ場所として、同エリアを相対的に勘案しながら、今後、「へご」観察公園等の活用も含めて、トータルして考えてまいりたいと思いますので、暫く時間をいただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。住用町、バンガロー奥にある内海に面したすばらしい公園だと私も理解しております。私も最近見に行きましたが、管理整備があまり思わしくない状態でございましたので、是非住民、観光客の憩いの場として利用価値のあるへご観察園にしていただきたいと思います。

そこで、次の質問です。②グラウンドゴルフ場としての可能性についてお伺いいたします。内海公園「へご」観察園はところどころに波のある面白い地形をしております。そこで、グラウンドゴルフ場としても最適だと思いますが、当局の御見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） おはようございます。それでは、お答えいたします。議員御承知のとおり、住用町において、黒潮の森マングローブパーク内にグラウンドゴルフのコースは設置されており、週末はもちろんのこと、平日においても多くの方が利用されており、好評をいただいているところでございます。また、近年のグラウンドゴルフ人気から、民間においてもグラウンドゴルフ場が整備されており、それにサービスの充実が図られているところであります。内海公園へご観察園をグラウンドゴルフ場として活用との御提案でございますが、そのためには地域の皆様をはじめとする利用者のニーズや意向、民間の動向などを捉えた上での必要性の検討が必要かと存じます。同施設につきましては、住用町の観光振興の拠点である内海エリアにおいて、まず第一に自然観察を楽しむための施設としての役割を發揮するよう、活用を図ってまいりたいと思いますので、御理解お願いします。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。マングローブパークでもよく老人クラブの皆様が御利用されているのを拝見いたします。へご公園の利用面積はマングローブパークの利用面積の約3分の1程度だと思いますので、予約制、1日の人数を限定するなどの工夫も必要だと考えます。面白い地形をしていますので、難関コースとして設定できると予想されます。奄美一の難関コースとしての掲げ、利用者の健康度アップとともに自然観察もできる場所として、是非協議していただきたいと思います。

次の質問に移ります。③内海公園自由広場、三太郎の里横の空きスペースについて、今後、どのような計画があるのか、当局の御見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。内海公園内にある未舗装の区域につきましては、内海自由広場等におけるイベント開催時の臨時駐車場を確保するための区域として、現在、活用しております。これまでも三太郎祭りやタンカン祭りをはじめ、民間イベントの際の臨時駐車場として活用し、イベント来場者の利便性確保に寄与しているところでございますので、そういう形での利用を考えているところでございます。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。臨時駐車場として位置付けられていますが、日頃の利用度が少ないので、将来的に活用性ある施設、設備を御検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

私は個人的にドックランなど最適だと考えております。ドックランとは犬の飼い主が管理上の上、隔離されたスペースの中で引綱を外し、自由に運動させることができる場所や施設であり、全国に有料、無料の施設が設置されております。設備として逸走防止のための2重ゲートや給水設備など有します。ほかには、飼い主が憩うためのベンチや、暑い季節に犬と飼い主の双方に日陰を提供する立木などあります。地面は草地、厚く敷いたウッドチップ、タイル舗装やむき出しの地面のままなど様々あります。そこで、（2）ドックランについて。①奄美市における犬の登録件数についてお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） おはようございます。それでは、お答えいたします。令和2年6月1日現在の飼い犬の登録数ですが、1,573頭の登録があります。地区の内訳といたしましては、名瀬地区が1,196頭、住用地区78頭、笠利地区299頭となっております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。奄美市以外の4町村の登録件数も分かればお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） 本島内における飼い犬登録件数ですが、これは令和2年1月31日現在で大和村が69頭、龍郷町が427頭、宇検村が110頭、瀬戸内町が523頭となっております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。奄美で約2,700頭の登録件数と認識いたしました。

次の質問に入ります。奄美市におけるドックラン施設の件数についてお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、ドックラン施設の件数についてお答えいたします。議員も先ほどおっしゃっておりましたが、ドックランとは犬の飼い主が管理の上、隔離されたスペースの中で引綱を外し、自由に運動させることができる場所や施設と認識しており、全国的には公共施設型や民間型、施設併設型のものがあるようでございます。県内におきましては、公共施設型のドックランはないものと伺っております。また、本市におきましても、ペットショップや宿泊施設等はございますが、議員お尋ねのドックランの施設はございませんでした。念のため、動物病院等の関係機関にも確認いたしました

が、同様の答えでございました。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。県内では公共施設型ドックランはないということですね。承知いたしました。

そのことを踏まえて、③の質問になりますが、奄美で約2,700頭の登録件数があり、また、奄美の中心部に位置する住用町の三太郎の里横の空きスペースなど使って、ドックラン施設を計画することができないか、当局の御見解をお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） 先ほど商工観光部長からも答弁がありましたが、内海公園では複数のイベントが開催されており、臨時駐車場が無くなること、若しくは台数が減少することは、イベント来場者の利便性に直接影響を及ぼすことが予想されるため、今後、慎重な検討が必要になるということについて、御理解をいただきたいというふうに思います。しかしながら、ドックラン施設につきましては、現在、奄美大島本島内には見受けられない施設ということもありますので、必要性などをですね、今後、研究させていただきまして、今後の地域振興策を検討する際の参考にさせていただければというふうに思います。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。若い時にですね、就職で県外に行かれ、退職後、島へ帰省し、愛犬を飼われている方も数多くいらっしゃいます。そこで、愛犬を遊ばせる専用の場所がないとよく声を聞いております。新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われますが、私も友人宅を通る際、友人の愛犬によく吠えられます。ステイホームが続き、犬もストレスを感じるのであります。引綱を外し、自由に運動させることができる施設があれば、犬も吠えなくなるんではないかと私は考えます。へご公園でのグラウンドゴルフによる高齢者の利用、ドックラン施設による幅広い年代層の活用、後に完成する子供たちが遊ぶ遊具、また、子供たちを連れてくる保護者、ほかにも木工センターや奄美体験交流館など、内海周辺施設にはさらなる可能性が期待されます。住民や観光客が喜び、そして、人が集まる観光拠点施設になるよう強く提案いたしまして、次の質問に入ります。

（3）住用町の滝について。①タンギョの滝の落差調査について。3月議会で質問いたしましたが、その後、調査していただいたのかをお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。本年第1回定例会で御質問のありました、神屋タンギョの滝の落差調査につきましては、現在、実施に向けた作業に着手した段階でございます。神屋タンギョの滝はその周辺の自然環境を含めて、高い評価をいただいておりますので、落差調査は必要であると考えておりますが、調査着手まで今暫くお時間をいただきたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

2番（弓削洋平君） はい、前向きな御答弁だと理解いたしました。住用町のすばらしい観光資源と、世界に発信できるように調査を進めていただけるよう、お願いいたします。調査後、どこに申請をし、認定され、九州一の滝としての位置付けがなされるのか、今後、検証していただきますようよろしくお願ひいたします。

次の質問です。②世界自然遺産登録を見据えた将来の滝の町住用の位置付けについてです。住用町には大小10カ所以上の滝があるのですが、観光資源として利用し、滝の町住用としてアピールできないか、当局の御見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、住用町には多くの滝があり、遊歩道、林道から観察できるもの、また、船舶を利用して観察するものなど、それぞ

れの滝が観光資源となる要素を有していると考えております。そのような中で、川内集落にあるファンギョの滝は一集落1ブランドに指定されており、毎年2月には多くの参加者で賑わうファンギョの滝ウォーキング大会を集落が主催することで、地域活性化につながっております。また、このファンギョの滝は世界自然遺産奄美トレイルのコースにも設定されており、観光資源としての活用が図られております。観光資源として滝を活用していくことについては、引き続き地域の皆様とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。5m以上の落差があれば滝とみなされます。私が調べた滝でも、住用町においては10カ所あります。私が住んでいる見里にも船で行かないと見れない滝が2カ所ございます。滝の名称を調べる中で、90歳近いその方しか分からぬ情報でございました。各集落、まだまだすばらしい滝が存在すると予想されます。そういった観点から、いろいろな情報を早期に調査、研究をしていただきたいと思います。滝を調査するに当たっては、人の土地を通らなければいけない場所や、道が険しく困難な場所などございます。行政の協力の下、民間の観光業との連携を図り、このような問題を解決できるようお願いいたします。そうすることによって、観光客が増え、宿泊施設や飲食店の増加、雇用創出に期待が膨らみます。世界自然遺産登録を見据えた将来の滝の町住用の位置付けについて、結び付くように、力強い行政の協力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時25分から再開いたします。（午前10時03分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時25分）

引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

なお、関 誠之君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。まずもって、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、罹患されました皆様にお見舞いを申し上げます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。去る3月13日、橋口耕太郎議員公明党ほか、3議員から私に対する懲罰動議が提出されました。その理由は、3月11日の本会議場での総括質疑の前段に私が述べた「東日本大震災及び東京電力福島原発事故から本日で丸9年を迎えました。犠牲となられた全ての方々に御冥福をお祈りするとともに、今なお困難な生活をされている方々に心からお見舞いを申し上げます。また、2,500人を上回る行方不明の方々が一日も早く御家族の下に帰れますよう、心から祈念を申し上げます」との弔意を述べ、議長が所見を述べないように制したにもかかわらず発言を続けたとのことであります。その後、3月20日に関議員の懲罰動議提出、関議員に懲罰動議も、3月26日には関議員の懲罰特別委員会設置などと地元新聞に大きな活字で取り上げられ、いかにも何か悪事を働いた如く報道をされました。実際に私の家族は「お父さん何か悪いことしたの」と市民に聞かれ、肩身の狭い思いをいたしました。同懲罰動議の結果は4月20日、21日の地元新聞に小さな活字で、関議員の懲罰課さず、奄美市議会特別委員会、関議員への懲罰課さず、市議会特別委員会、全会一致でとの終結したような報道がなされました。支持者の方から何があったんだろうと多くの問い合わせがある中、元市議会議員の保宜夫氏の地元新聞への投稿があり、その投稿の内容を読んで真相が分かった。本当に安心したとの励ましの声が多く聞かれました。この際、その投稿記事を御紹介し

て、私の見解を伝えたいと思います。「奄美市議会の3月議会における関誠之議員に対する懲罰委員会が開かれて審議されたとのことを新聞報道で知った。結果は不問となつたようだが、懲罰委員会が設置されたことで新聞報道もなされるなど、関議員にとっては大変不名誉なことになつたに違ひない。私の知る限りでは、名瀬市議会から続いても、懲罰委員会設置されたことはなく、前代未聞のこと、それ自体が重く慎重に取り扱う事項であるものと考える。事の発端は関議員が総括質疑の当日、3月11日であったことから、冒頭に東日本大震災に対して弔意、1分足らず述べたのに、議長が所見を述べないようにと発言を制止したが、最後まで続けた。このことが地方自治法第129条、第131条及び奄美市議会会議規則第149条に抵触したとして、橋口耕太郎議員、公明党、ほか3名の議員が議長に懲罰委員会の設置を求めたようだ。所見とはあることについての意見、考え、今回ることは単なる挨拶であって、所見とは言い難い。指摘のほうの要約は、①地方自治法第129条、会議中にこの法律、または、会議規則に違反し、その他、議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを静止することができる。②第131条、議場の秩序を乱し、または、会議を妨害する者があるときは、議員は議長の注意を喚起することができる。③会議規則第149条、議員は議会の品位を重んじなければならないとなっている。これを吟味すると、①に該当する行為はしていない。②は全くのピント外れ。③で品位がないと捉えるのは筋違いだ。当市の議会中継を見ていると、ときどき寝ていたり私語をしたり、正当な理由もなく議会を欠席するなどのことも見受けられる。このようなことなどが議員の品位として求められるのではないだろうか。いずれも今回の動議の理由に該当しないことは明白で、住民の目からは議員間の足の引っ張り合いで、多数派による少数派いじめ、大人げないことだったとしか言いようがない。今一度議会は言論の府であるということを自覚して対応することを望む」。私もまさしくそのとおりと考えます。このことで家族、友人、講演会の皆さん等に多大の心配をおかけしましたことについて、この場を借りまして深くお詫びを申し上げます。今回の懲罰指摘事項について、私の後援会から質問書を議長宛提出いたしましたが、納得いく回答はありませんでした。懲罰委員会で社会的制裁は非常に受けている趣旨の発言がありました。この社会的制裁による私に対する名誉棄損、懲罰動議提出における署名の筆跡等について、弁護士に司法的な相談もいたしております。しかしながら、新聞投稿において議会は言論の府であること自覚して対応することを望むとの御指摘があり、このことを深く受け止め、一部会派からも質疑における運用についての提案がなされるなど、議会改革の方向が示されることなどを考慮し、司法の場で争うことは議会全体にとっても適策でないと判断して断念いたすことといたします。今後、なすべきことは提案のありました議会改革に微力ながら精進することだと思います。今までのこととはノーサード、ワンチームで頑張ってまいりましょう。

次に、一般質問通告に従い、順次質問をしてまいりますので、市民に分かりやすく簡潔にお答えください。

1、市長の政治姿勢。（1）新型、新と書いてありますが、型を入れてください、コロナウイルス感染症対策と財政運営について質問いたします。第2波に備えた感染症の徹底について。まず3点にわたり基本的な見解をお伺いをいたします。①航路、航空路における水際対策の強化をどのように考えていくのか。昨日の同僚議員の質問で、港湾、航空での発熱確認、注意喚起のチラシ配付、発熱のある人への聞き取り等については理解をいたしております。②県と市が情報を共有し、市側からの迅速な情報提供も必要があるのではないか。特に市長の記者会見等々のタイミングを考える余地もあるのではないかと思います。③PCR、抗体、抗原検査が地元ができる体制の確立についての考え方をお示しください。本日の地元紙による報道が、PCRの出ておりましたけれども、この件についてはあともって議論いたしたいと思います。

次回からの質問は発言席にて行います。よろしくお願ひをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく関議員にお答えいたします。なお、前段の分を答弁させていただき、後段の分については担当部長に答弁を委ねますので、御理解いただきたいと思います。まず、航路、航空路における水際対策につきましては、奄美大島における空の玄関口としての奄美空港、また、海の玄関口としての名瀬港を有する市といたしましては、新型コロナ感染防止を進める上で非常に重要な対策と認識いたしております。市では4月20日から、奄美空港における表体温の高い方への追跡調査を開始し、4月22日には奄美大島5市町村長共同での緊急要望書において、水際対策の強化を県に要望いたしております。さらには4月29日から名瀬港及びフェリーとしまの寄港地であります佐大熊港における港における下船客に対する検温、追跡調査を実施しております。この航路におきましては、フェリー運航会社が乗船時に検温を行っておりましたが、下船時にも実施することで、島内の感染拡大防止を図るための取組強化でございます。空港及び港における水際対策につきましては、奄美大島5市町村並びに県も含め、関係機関の連携をこれまで以上に強化し、新型コロナ対策に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。私のほうからまず、水際対策におきます人員体制、聞き取りの場所、専門の委託についてお答えいたします。はじめに、奄美空港におきましてはサーモグラフィー検査を実施し、表体温の高い方に対しては氏名、来島理由、滞在期間等について聞き取りを行っております。聞き取りを行う場所につきましては、サーモグラフィー検査機器設置場所の裏側へ設営しており、これは感染防止の観点、該当者のプライバシー保護の観点からも移動距離が短いほうが良いこと。また、表体温の高いことが確認されて、すぐ声をかけることができるということから、現在の場所へ設置しております。次に、名瀬新港、佐大熊港においては、非接触型体温計での検温を行っております。体温が37.5度以上の方につきましては、奄美空港と同じような取り扱いをしております。聞き取りの場所につきましては、空港と同じ観点から場所の設定を行っており、佐大熊港におきましては船内において測定及び聞き取り場所の設定を行っているところでございます。なお、表体温が高い方につきましては、来島する方の宿泊する市町村の保健師が後日健康観察を行い、必要に応じて名瀬保健所へ連絡をしていただき、感染拡大を防止することとしております。

次に、水際対策の動員に当たる職員の感染防止対策につきましては、業務の実施方法とともに説明会を行い、マスク、手袋の着脱方法についての具体的な説明も含め、しっかりと感染防止の手法と意識を持って従事しているところでございます。緊急事態宣言が解除され、これまで運休していた航空便が再開されると、奄美大島を訪れる来島者は着実に増加いたします。このような中で、奄美空港等での職員の動員体制については、降客数を確認しながら県や5市町村で増員を行い、対応しているところでございます。しかしながら、新型コロナ感染症は長期化することが予測されており、そういった場合の職員の負担等の観点から、議員御案内の委託での実施という方法も水際対策を行っていく上では、今後、検討すべきだと考えております。この民間委託の件につきましては、現在、共同で実施している県や5市町村と6月12日の奄美大島対策本部会議で協議を行っております。また、この委託につきましては、感染防止の対策を十分にとった上で、受託できる事業所が奄美大島にあるかどうかも含めて、検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナ感染症についての本市における情報提供についてお答えいたします。まず、鹿児島県において情報の一元化を行い、県知事が記者会見等により情報発信が行われます。県から市へ提供される情報につきましては、感染症法に基づき提供される情報となります。その情報を基に感染者が確認された自治体として、市民に向けた確実な情報提供や正しい情報に基づく冷静な対応、また、今後の感染防止対策等について、迅速な情報提供を行ったところでございます。市民に向けて、市としての姿勢や方針をしっかりと示すことは、言うまでもなく市民の命や暮らしを守るべき市の責務として第一に行うことであり、正しい情報提供、感染防止についての市民への協力依頼、水際対策等の感染防止対策、加えて風評被害防止など、市長の言葉としてのメッセージやホームページ等を通して、迅速かつ確実に

発信しており、このことにつきましては、今後も変わりなく行ってまいります。

次に、検査体制に移ります。全国における緊急事態宣言が解除され、これに伴い社会経済活動が徐々に緩和され、これからは来島者も増えてくる中、感染拡大のリスクも高まることが懸念されております。また、第2波の感染が予測される中、その備えとして医療体制や検査体制の構築が必要であり、このことにつきましては、奄美大島5市町村の共通した考え方でございます。議員お尋ねのPCR検査、抗体検査、抗原検査につきましては、日本感染症学会によりますと、それぞれに特徴があり使い方や使い分けに注意が必要とされております。その中で、奄美大島にとって、まずPCR検査が島内で実施でき、迅速な判定が行えることが必要と考え、先日、奄美大島におけるPCR検査体制の早急な確立について、奄美大島5市町村から県へ要望書の提出を行ったところでございます。今後につきましても、5市町村が連携強化して奄美大島における新型コロナ感染症の検査体制の構築促進に努めてまいります。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。まだ職員の件については質問しておりませんでしたが、聞き取りの中でやったんだろうと思っております。時間配分にありがとうございます。一番これから大事なのは、あとで感染第2波ということ少し議論をしたいと思いますけれども、4月の12日です、12日に発熱をして、この17日にPCR検査をして、埼玉の40、男性が陽性だということが分かりましたけれども、これ、時系列的に追ってみると、4月2日に来島をして、4月6日に帰っておられますけれども、4月の4日に発熱をし、先ほど言いました4月の16日に検体を取って17日にPCR検査ということで、この間、もちろん埼玉に帰ったというのもありますけれども、地元でPCRができないということもありますて、なったんだろうというふうに思いますが、その後に奄美市の男性が4月の12日ですか、16日にして、17日にPCRで陽性なったということで、女性は15日に喉の違和感を訴えて、17日にPCR検査をやって、その陽性が確認されたというようなことがありますけれども、この埼玉の来島された男性が、4月2日に来て帰る6日、ですから、これが罹患していることを捕捉できなかったというような事実がありますけれども、やはりこの辺の体制をどう強化をしていくのかというのが、これから課題ではないかなということを申し上げておきたいと思います。

二つ目は、先ほど空港への市職員の動員体制ということで話がありましたけれども、龍郷と、今、奄美市ということで協力してやっておりますが、ちょっと空港でどのようにやっているかという写真を用意しましたので、この写真が、左のほうがサーモグラフィーの県の職員で、ちょうどここがして、奄美に入って来るドアのところにあるわけですけれども、2人体制、これはたまたま龍郷の職員でした。次、お願いできますか。こういう形ですね、手袋とマスクはしているけれども、フェイスシールドって言うんですか、フェイスガードがないような状況で、今、空港ではやっております。次の写真、お願いできますか。先ほど説明がありました、一番近いところを、いわゆるプライバシーを配慮してということでしたが、先ほどの県職員の後ろについ立てを立ててですね、長椅子があるんですけれども、そういう形で、今、発熱の方に対する聴取をやっているということありますから、この辺のところは少し改善が必要ではないかなというふうに思いますけれども、この辺のことについて見解があれば、ちょっとお願いできますでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員のほうから、感染者の履歴について説明していただきました。この新型コロナウイルスにつきましては、感染から発症まで1日から14日かかるということがWHOから報告されております。そういう中で、発症がないまま入って来る、来られた、来られた方について、どう対応ができるかというのは。

14番（関 誠之君） これはもう難しい問題ですから、今の現場でやっている方々の、改善の余地があると思いますが、いかがでしょうかということですよ。

保健福祉部長（山下能久君） この水際対策の現場については、先ほども申しましたように感染防止対策についていろいろな研修会も含めまして実施しております。その中で、フェイスガードをどうかという話もございます。こちらのほうで備蓄しているものもございますので、それを使用するような形で進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 是非ですね、市長も、今、御覧になられたと思いますが、あのような状況ではちょっとやはり感染対策としては不十分ではないかというふうに思いますので、是非改善をしていただきたいということを申し上げておきます。

それと、先ほどありました空港や港への市の動員体制。必要な人員を雇用によって体制を整えていくということがありました、いつ頃からどういう形でこの体制が、雇用による体制が整うのか、市の職員が動員をしないで済むのか。これは、今、写真があったときは鹿児島からの飛行機が着いて57名ぐらいしか降りてきていないんですね。今回、19日飛びますと、平成30年度のデータでしかないですけれども、44万9,000ですから、日に直しますと1,230名ぐらいの乗降客、降りる方がおるわけですから、これに対してですね、やはりしっかりとした水際体制をとっていくというのは、本当に大変なことだろうとは思いますが、その辺のところについて、進んでいるのか、その辺の状況をお示しいただけますか。

保健福祉部長（山下能久君） 水際対策における委託の件につきましては、先ほども申し上げましたように、県、奄美大島5市町村の協力の下で実施しているところです。そのような中で、6月12日の奄美大島の対策本部会議の中で、県を含めた協議を実施しているところです。このような中で、早急に委託ができるかどうかを含めて進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

14番（関 誠之君） 是非、職員は専門家じゃありませんから、また、仕事も持っておりますし、何らかの形で感染しますと、府内に帰ってですね、もちろん、住用・笠利・名瀬ですけれども、その感染が広がる可能性は非常に大でありますから、是非その辺のところは緊急にお願いをしておきたいと思います。

それと、水際対策ともう一つ提案をしたいのは、海外に行きますと健康の申告書というのを言われて書いて出すわけですけれども、やはりそういったものを考える必要性があるんではないかというふうに提案をしておきたいと思います。

次に、四つ目で、あと三つお願いしたいんですけども、感染者の受入態勢についての拡充。五つ目が、重傷者の搬送体制の拡充について。医療、介護、保健現場等に必要なマスク、手袋などの衛生材料、介護用品の備蓄等、配付基準の整備をお願いをしたいと思いますが、この備蓄については、現在、どれほど備蓄をなされているのかまで分かればお願いをいたしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） それではまず、感染者の受入態勢について答弁いたします。鹿児島県におきましては、感染が拡大し警戒地域となる場合に備えて県内の医療体制を整えており、感染者の受け入れにつきましては全体で200、ちょっと待って、こっちか、ちょっとすいません、253床、整備をしております。また、無症状者や軽症者等が療養するための宿泊施設として3カ所188室が確保されているとのことです。奄美大島における医療体制といたしましては、感染症指定医療機関であります県立大島病院に4床、また、結核病床として15床が指定されております。しかしながら、感染者の重症度によっては医療体制が逼迫する恐れもある中、早急な医療体制の構築が必要であり、体制整備については県に対する要望書も提出しているところでございます。現在の調整状況を県に確認いたしましたところ、奄美大島において感染拡大が発生した場合においても、県同様重症度ごとに医療機関の役割分担

を行い対応できるよう、名瀬保健所において調整が進められていると伺っております。なお、この県の対応につきましては、国の方で新型インフルエンザ等対策特別措置法っていうのが、平成25年4月につくられております。この中で、国の方で行動計画が定められております。これに対応しまして、県の行動計画っていうのも、26年2月に策定されておりまして、この行動計画の中において、医療体制の整備、離島における医療体制の構築については、県の方でしっかりとやっていくということになっております。

次に、重傷者搬送体制についてお答えいたします。新型コロナ重傷者の搬送体制につきましては、県の新型インフルエンザ行動計画において体制整備を行うこととなっております。まず、重傷者が発生した病院から管轄保健所へ連絡を行い、管轄保健所は県の健康増進課へ連絡いたします。連絡を受けた県は速やかに鹿児島大学病院へ連絡をし、鹿児島大学病院は重傷者が発生した当該病院へ連絡し、状況の確認を行います。搬送が必要となった場合には、県が搬送体制の調整を行い、離島においてもこの流れで対応することになります。また、患者の搬送につきましては、県から自衛隊、または、海上保安部へヘリの派遣要請をすることとなっております。

続きまして、備蓄のほうまでです、はい。備蓄に移ります。本市では専決補正予算におきまして感染拡大防止対策として、マスク、アルコール消毒液等の衛生用品の購入を行ったところです。これまでの配布では、歯科医院を含む市内54カ所の全医療機関へマスクの配布を行っております。また、介護事業所に対しましては、市内135カ所の事業所に対し、マスク及びエタノール消毒液の配布を行っております。今回、購入いたしましたマスク等の衛生用品につきましては、感染者の発生した事業所等が消毒を行う際に使用したり、台風等の避難所での感染症予防対策として配置等、緊急性、必要性を判断して配布、配置することとしております。なお、備蓄品の状況についてでございます。マスクにつきましては、5万7,600枚。アルコールジェルのほうなんですけれども、1,080本。手袋につきましては、750枚。ハンドソープ336本。非接触型体温計につきましては、108本を、発注はしておりますが、まだ届いていない状況でございます。そのほか、紙タオル、袖付きエプロン等を備蓄しているところです。以上でございます。

14番（関 誠之君）　はい、ありがとうございます。

次に、経済活動休止による補償実施の状況についてというのは、総括のほうでほとんどしておりますので、割愛をさせていただきます。

次に、感染第2波における商工は、緊急経済対策ということで、今年度の予算計上分、コロナ関連自粛が予想される主な事業等、事業総額、うち市の負担額は幾らかということが1点。不用予定額の予算組み替え、感染第2波に備えた第3弾の緊急対策事業の必要性について。三つ目は、地方創生臨時交付金というのはありますけれども、現況についてお示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　まず、新型コロナの影響により中止と決定をいたしました事業をいたしまして、現時点では先月に予定をしておりました鹿児島県総合防災訓練をはじめ、今後の大島地区体育大会、郡体のこととござります、や奄美まつり、群馬県みなかみ町との交流学習など、11事業の総額約1,700万円となっております。そのうち、市負担額といたしましては、約1,500万円となっております。今後、さらに不用となる事業費も想定されますことから、関連予算につきましては、9月補正並びに12月補正におきまして整理をさせていただきたいと存じます。

それから、第3弾の緊急経済対策の必要性についてでございますが、本市の緊急対策事業、第1弾、第2弾におきまして、新型コロナ感染拡大防止対策や市民の生活支援、事業所支援に取り組んでいるところでございます。その中で、第2波ということで申しますと、衛生用品の購入につきましては、約2,430万円の予算を確保し、必要な物品の調達等を進めております。まずはこれら予算の執行により、感染第2波への備えも強化した上で、緊急対策事業の執行状況や新型コロナ感染症による地域の影

響を見極めながら、必要な支援等について引き続き検討をしてまいりたいと存じます。

それから、地方創生臨時交付金のことについてお答えをいたします。新型コロナ対策に伴う地方創生臨時交付金につきましては、本市への交付限度額といたしまして約2億2,800万円が提示をされております。本交付限度額につきましては、地方単独事業を対象とした第1次分でございまして、今後、国庫補助事業地方負担分を対象とした第2次分の限度額が示されるスケジュールとなっております。また、先般6月12日に成立をいたしました国の2次補正により、さらに2兆円の増額がなされたところでございます。臨時交付金の交付に当たりましては、実施計画の作成、提出が必要でございますので、本市では新型コロナへの緊急対策事業として、現在実施をしております第1弾、第2弾で構成をします実施計画を作成し、5月28日に提出をしております。本交付金につきましては、国からの各種事業について積極的に対象とするよう通知があったことから、引き続き遺漏なく交付が受けられるよう、作業を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。国体も中止というような声も出ておりますけれども、国体関連でも1億5,000万円余りの費用があつたんじゃないかなと思いますんで、予備費3,000万円ということも取っておるようにしておりますから、是非ないに越したことはありませんが、この第2波、第3弾の緊急対策事業、今のうちからですね、準備はしております、9月辺りの議会で予算の組み替え等々が出てくるかもしれません、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上で、新型コロナウイルス感染症対策と財政運営について終わります。

2番目、教育長の教育行政に対する基本的考え方について、質問をいたします。少し時系列的に説明をさせていただきたいと思いますが、奄美市立中学校生徒の死亡事案の経過ということで、2015年の11月4日に本件が発生をして、2017年5月16日に第三者調査委員会が立ち上がりまして、2018年12月9日に調査報告書の公表、2018年12月29日に市長、教育長が焼香しに行ったところで、2019年1月16日、再発防止の要望が遺族から出ておられるようですけれども、2019年5月8日に再発防止対策委員会が発足をして、現在に至っているわけですけれども、3月の17日までに第6回再発防止対策委員会を開いたというような経過がありますが、そこで、昨年の6月に質問をさせていただきました。それで、1年経って、3月末にこのものが終息するだろうということで準備をしておったわけですけれども、4月の24日付で会議録の資料の開示を請求をいたしました。ところが、結果として5月の11日付で不開示、全不開示の回答をいただきました。そういう中で、①にありますが、再発防止委員会会議録の全不開示決定について。不開示の理由である奄美市公開条例第7条1項の個人に関する情報の具体的な説明をお願いをしたいと思います。不開示の理由が、今言ったことでありますから。それと、奄美市公開条例第7条5項を根拠に、再発防止委員会会議録不開示との決定をしておりますけれども、具体的な根拠や例をお示しいただきたいと思います。三つ目は、開示の可否決定は奄美市情報公開調整委員会での調整を図られているのかどうか。調整がないとすれば、どこで決定をしてやったのか。その理由は何なのかをお示しをいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） それでは、議員の御質問にお答えを申し上げます。再発防止対策委員会につきましては、令和元年5月7日に第1回の会議が開催されてから、これまで6回開催されているところでです。第7回につきましては、令和2年、先般の6月2日に開催の予定でございましたが、新型コロナ拡大防止のために会議としては開催せず、委員の皆様に資料を送付して、御意見をいただいたところでございます。本検討委員会につきましては、本市が設置した平成27年11月、奄美市立中学校生徒の死亡に関する第三者調査委員会の報告書を基に、再発防止に向けた生徒支援や生徒指導体制、教育相談体制の望ましいあり方を構築するために、そのあり方について活発な御意見などをいただき、幅広く検討しているところでございます。現段階では、再発防止に向けた資料、再発防止ハンドブック案になりますが、この策定に向けて審議中でございまして、会議録を公にすることは奄美市情報公開条例7条第1

号により、いわゆる特定の個人を識別することにつながり、委員の活発な意見に制約がかかるなど、委員の権利を阻害する恐れがあると考えたところでございます。また、審議の途中で会議録を公にすることは、同条例第7条第5号により、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるとを考えたところでございます。以上のことにより、不開示としたところです。情報開示につきましては、事務決裁については奄美市事務決裁規定により、本検討委員会会議録の開示等の決裁は学校教育課長にあり、教育委員会内でも検討を行ったところでございます。また、第三者に関する情報が記録されており、本検討委員会委員長に開示について御相談申し上げました。その際に、御意見をいただいて、奄美市情報公開条例第7号第1号及び第7条第5号に触れると考え、不開示にしたというところでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君）　はい、今、説明がありましたけれども、今は条例をただ読んだだけですから、私が申し上げているのは、特定の個人の識別をすることができるものというのがありますけれども、今、おっしゃいましたよね。これを、特定の個人の識別が、その会議録から特定できて、それが会議に影響されるというような言い方を、今、されましたかが、当事者含めて関係の方にも取材をしました。聞きました。その委員の名前は伏せていると。そういうような案件はほとんどありませんよというふうに聞いておりますが。それと、会議開会中でまだ終わってないからというお話もありましたが、終わったらこれは開示するんですか。その2点について、お願いします。

教育長（要田憲雄君）　今、議員がおっしゃられたことについては、おおよそ理解できないこともござりますが、私どもといたしましては、特定の個人を識別することにつながる可能性があるというふうな見解を持っております。しかも、委員の活発な意見に制約がかかる恐れがあるということでございます。そういうことがありまして、委員長と相談いたしました結果、不開示、現時点では不開示にしたほうがいいということでございましたので、不開示にしたということです。

それから、その先ほどのこれが終わった時点での開示については、当然市民の皆様にも開示をしてまいりたいと。学校にも当然。

14番（関 誠之君）　会議録を。

教育長（要田憲雄君）　会議録は。

14番（関 誠之君）　開示するんですね。

教育長（要田憲雄君）　これから検討してまいりたいと思います。

14番（関 誠之君）　どうもしっくりしませんけれども、あとマニュアルを作るだけになっているという言い方ですよね。であれば、先ほど言ったその特定の個人が識別できて、率直な意見の交換ができないということはないと。委員の方々に聞いてもそう言っているんですよ。それを、先ほど申し上げましたけれども、そういうのがあれば、やはりその情報公開調整委員会というのがありますから、そこに持ち込んで議論をしていただくと。ただ教育委員会で決めてね、というのはいかがなもんかというふうに思います。もともとこの情報開示というのは、市民の知る権利を尊重するということが、この目的に書いてあるわけですよ。それと、市の保有する情報の一層の公開、密的なことですよね。それと、市の有する諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすると書いてあるんですよ。そういう基本的な立場から見れば、あとで申し上げますけれども、この、結論申し上げますけれども、この市民含めた全体にどういうこの会議の議論の中で、この対策防止のマニュアルができてきたんだということが分からな

いで、本当にそれが再発防止対策に役立つんだろうかという私の疑問なんですけれども、それであんまり議論すると時間がどんどん押しておりますから、それではですね、第8条に部分開示というのがあるんですね。今、おっしゃったような問題であれば、墨消しにして開示をするということもできるんですけども、そういうこともできないという見解なんでしょうか。

教育長（要田憲雄君） 現在、具体的な審議を進めているところでございまして、近い将来、それが完全に終結いたしますので、その中で開示をしていくことになろうかと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

14番（関 誠之君） はい、理解をしようと思いますけれども、やはり民主的に物事をやっていかないと、絵に描いた再発防止ハンドブックになってしまわないかなという気もいたします。

質問いたしますけれども、再発防止対策委員会の現況と今後の日程について。再発防止委員会が、現在、どのような議論がなされて、第三者委員会の報告書はその中でどのように活用をされているのか、今後の日程も含めてお示しをいただきたいと思います。この第7回で最後なのかどうか、その辺も含めてですね、よろしくお願ひします。

教育長（要田憲雄君） お答えいたします。再発防止対策検討委員会につきましては、第三者委員会の報告書を基に、生徒支援や生徒指導体制、あるいは教育相談体制の望ましいあり方について、逐次検討してきたところでございます。これまでの本検討委員会で御審議していただいたことを基に、現在、再発防止に向けた、いわゆる再発防止ハンドブックと申しましょうか、この作成に取り組んでいるところでございます。再発防止対策委員会の終了の時期については、おおよそ第8回再発防止対策検討委員会と考えているところでございますが、その後の開催につきましては、委員長をはじめ、委員の皆様に委ねたいと考えております。また、再発防止ハンドブック案につきましては、現在、審議中でございますが、策定後はまず学校関係者に周知し、再発防止対策について理解を深めてまいりたいと思います。その後、ホームページ上に掲載し、市民の皆様にも広く活用していただきたいと考えているところです。本検討委員会の委員については、法律、心理、教育等に関する専門的な知識を有する者のほか、保護者の代表や第三者調査委員会委員も含まれており、二度と奄美の子供たちが尊い命を失うことのないよう、強い覚悟の下に御意見をいただいているものと考えているところです。現在、審議の途中であり公開はしておりませんが、必ずや実効性のあるハンドブックが出来上がるものと考えているところです。

14番（関 誠之君） 再発防止対策委員会の報告書の公開については、今、話をしていただきましたけれども、この7月で、例えもう、いろいろ聞くところによると終わるような状況じゃないような気がいたしますけれども、そういう中で、やはり先ほど言いました再発防止対策委員会の議論の過程が不明では、学校、現場、保護者や住民の情報を共有できず、実効性のある再発防止、職場で生かせる報告書、手引書に本当になるのかどうか、その辺の教育長の見解があればお聞かせをいただきたいということと、非常に申し上げにくいんですけれども、例えばこの再発防止委員会の中でですね、やはり欠けているところがあるのではないかと。例え自ら不都合なことがあっても、事実に向き合う姿勢が求められるんですけれども、そういう視点で、この第三者委員会の報告書が使われているのかどうかね、その辺が非常に委員も悩ましいところだというふうにも聞いておりますし、やはり対応、事後の対応が遺族が傷つけて、信頼関係を大きく損なって、いわゆる初動の問題なんですけれども、そういうことも含めて、生徒支援、子供の権利保障というような視点ですね、再度、見直しをするのか、いってるので、見ていませんので分かりませんが、聞くところによると、そういう視点もいただきたいということありますから、そういうものを含めて、教育長の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） それじゃ、お答え申し上げます。平成27年11月、奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者委員会の報告書につきましては、それぞれの全ての学校で職員室でいつでも先生方が御覧できるように、閲覧できるようにしているところです。また、学校での生徒指導等研修会でも活用するように指導しているところです。併せて、ホームページ上に掲載されていますので、広く市民の方々にも読んでいただき、家庭教育にも生かしていただくようにお願いをしたいと考えております。今後、第三者調査委員会の報告書と併せて、再発防止ハンドブックの活用を図ることで、本市の子供たちの尊い命が二度と失われないように、再発防止に努めてまいりたいと考えております。さらにですね、この検討委員会の委員につきましては、法律、それから、学識経験者、あるいは弁護士も含めて、学校関係者ですね、お願いしているところでございまして、その中で、過去7回にわたって具体的に討論をしてきたということありますので、私としては、それぞれの学校できちんと未然防止につながる、実効性のあるハンドブックになるであろうというふうに考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） やはり、この第三者委員会の報告書の活用をね、しっかりとやっていただかないと、ただ学校に配布していくでも見れるからということだけじゃなくて、この、前も議論いたしましたけれども、学校の不適切な指導が原因で発生したものであるということは、これ報告書に書かれているわけですから。それを踏まえて、この事実を真摯に受け止めて、何が問題であったのか、どこの時点で何をどうすればよかつたのか、そういったものが本当にこの再発防止委員会の中で議論になっておるのかどうか。そういうのが少し議論が弱いんじゃないかというようなことで、やはり当事者の立場で主体的に検証をすることなしには、今後、同様な事案を防ぐことはできないと。これ、先生方がおっしゃっているわけですから。是非この当事者の立場で主体的に検証するということをしっかりとやっていただきたいと。また、市教委は本事案発生及び事後対応について、主体的な検証を実施し、その結果を市のWebサイトに公表するということで、Webサイト、やりましたけれども、それで私どももこんな厚いですね、これね、読ませていただいたんですけども、やはりそういった、一生懸命教育委員会、やっていると思いますよ。やっていると思いますけれども、こういうような非開示と、お互いが検証結果を地域で共有をしていかなければいけない大事な会議の会議録が非開示ということではね、ちょっとやはり市民に対して印象が悪いというふうに思いますので、是非この辺、しっかりとやっていただきたいということを要望しておきますが、通告はしておりませんが、この間にですね、体罰、いじめというのが何件発生したのか。発生、件数が分からなければそれを含めてお願ひできますか。

教育長（要田憲雄君） それぞれの学校でいじめについては幾らかの件数は上がっていると思います。確かに件数ではありませんが。ただ、それぞれの学校で先生方が最善の努力をして取り組んでいるということだけは御理解いただきたいと思います。

14番（関 誠之君） 現場のこともありますね、いろいろ聞きながら、早くしっかりと対策防止のハンドブックができる、心機一転、現場もやりたいというのが現状でしょうし、そういうふうにやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、教育行政のあり方ということで、新型コロナウイルス感染症対策による教育行政の影響についてということで、学校におけるフッ化物洗口の実施。これはですね、日本口腔衛生学会というところが、このコロナ問題で一時中断もやむを得ないだろうというようなことを出しておりますが、そのことについて、一時中止すべきではないかということ。二つ目は、笠利学校給食センターの業務支払い、これが第4条の委託料の支払い、請求方法というのが明記をされておりますが、不可抗力的なことがないんですよね。そういうことで、簡単にどういう、100パーセント払ったのかどう

か。また、この件については委員会等々でもできると思いますので、その2点についてよろしくお願ひしたいと思います。3点目は、先ほど弓削議員を含めて答弁がありましたので、よろしいと思います。よろしくお願ひします。

教育長（要田憲雄君） フッ化物洗口について、どう取り組んでいるのかということについてお答え申し上げますが、学校におけるフッ化物洗口につきましては、今年4月に一般社団法人日本口腔衛生学会が新型コロナ感染症拡大防止について、フッ化物洗口実施上の留意点を示されております。それによつて、具体的には集団で手洗い場に行かない。手洗い場では間隔を空ける。窓を開けて、手洗い場への空気をよくする、通気をよくすると。

14番（関 誠之君） 一時中止する。するかしないかおっしゃっていただければ。

教育長（要田憲雄君） そういうことを含めて、実施をしてまいりたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、笠利給食センターの業務委託支払い。

14番（関 誠之君） 100パーセントなさるか。

教育部長（福長敏文君） についてお話をいたします。この休業期間につきまして、笠利及び名瀬・住用学校給食センターともに、いつでも再開ができるように、給食用の食器等、また、給食センターの除菌、清掃及びメンテナンス作業などを行い、給食提供開始に備えておりました。そのため、通常どおりの委託料を支払っております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、以上で社会民主党 関 誠之の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。（午前11時25分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 安田壯平君の発言を許可いたします。

7番（安田壯平君） 皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の安田壯平です。はじめに、新型コロナ感染症でお亡くなりになられた皆様にお悔やみ申し上げますとともに、治療に当たられている皆様にお見舞い申し上げます。また、新型コロナ感染症の診療に当たる医療従事者の皆様をはじめ、医療、保健に携わる全ての関係者の皆様に感謝と敬意を表します。私たちの命と健康を守るインフラとも言える医療保険のおかげで、全ての社会、経済活動を動かすことができています。およそ100年振りのパンデミックと言われる今般の新型コロナ感染症、1918年から足掛け3年にわたり猛威を振るつた、いわゆるスペインインフルエンザでは、世界人口の3分の1以上が感染し、死者数は5,000万人から最大で1億人。日本でも当時の人口の4割に当たる2,000万人以上が感染し、死者数は39万人から45万人であったと記録があります。昨日の数字では、新型コロナの感染者数1万7,000名余り、死者数933名です。当時と単純な比較はできませんが、抑え込めていると思います。引き続き抑え込み、皆の力で乗り越えていきましょう。経済への影響も深刻です。世界銀行もOECDもIMFも、軒並み世

界経済のマイナス成長を予測。第2次大戦後で最悪の景気後退、世界恐慌以来の不況到来と指摘。各国の政策当局者にもう一段の準備を求めていました。我が国においても、今後、倒産や廃業、失業者の増加が懸念されますが、政府、鹿児島県においても、また、奄美市においても、早朝や夜間の水際対策など含め、感染症対策と同時に様々な経済、雇用対策に全力で取り組んでいること、感謝申し上げます。コロナ感染症でも経済でも、誰一人命を落とさせないという強い決意を持って、行政も議会も同じようを向いて取り組んでいくことを切に願います。第2波に備えつつ、地域経済を回していく。そのためにも、まずは医療や検査の体制を強化していく。この思いで質問に入ります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の感染防止対策の充実について。昨日の多田議員と重なるところもありますが、感染症指定医療機関である県立大島病院と本市との情報共有や連携の状況について。市と病院、1対1、外交用語でいう「バイ」の関係、あるいは県、保健所、医師会、他の医療機関などを含めたマルチの関係でも構いませんが、現状はどのようにになっていますか。平常時、感染確認時に分けてお示しください。また、課題があればどのような方向性での解決、改善を図る予定なのか、お示しください。

次の質問からは発言席にていたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、答弁いたします。県立大島病院は二次医療圏である奄美において唯一の感染症指定病院であり、今回、本市において新型コロナ感染症の感染者が2名確認された際には、その2名の方の治療や看護、また、12名の濃厚接触者の結果が判明するまでの間、全ての方の対応をしていただくななど、大変な御尽力をいただいたところでございます。医療機関との連携につきましては4月上旬に2回、奄美大島5市町村の対策会議において、名瀬保健所より奄美大島においての県立大島病院を含めた医療体制の調整状況等について情報提供をいただきました。また、本市における感染者確認後の4月後半には、県立大島病院を含めた関係機関、大島郡医師会、名瀬保健所、奄美海上保安部、奄美警備隊、奄美警察署、大島地区消防本部組合の7カ所の現在の状況と課題を情報共有を行うための対策会議を行いました。その中で、感染症指定医療機関としての県立大島病院の現状等についても状況を伺い、改めて医療現場の医師や看護師が感染の危険と隣り合わせの緊張の中で行っている業務の実際や医療体制への危機感、また、衛生材料の不足の課題等の実際の現状について、5市町村で情報共有を行いました。このような実際の医療現場の状況を踏まえ、改めて医療体制の早期構築の必要性や、行政としてしっかりと水際対策や感染防止対策を徹底していくことの重要性を再認識したところでございます。全国における緊急事態宣言が解除され、感染の状況を確認しつつ経済や生活の活動レベルを引き上げていく移行期間とされております。しかしながら、この期間は第2波に備えるべき重要な時期であります。現在、この第2波への備えを行う時期として、議員御案内の平常時に当たると考えますが、県立大島病院をはじめとする医療機関との連携をとりながら、医療体制や検査体制等の構築を含めた協議を行うことが必要と考えており、情報共有を図っているところでございます。また、万が一感染者が確認された際の連携につきましては、まずは感染状況を踏まえた医療体制が提供できるかについて、名瀬保健所を通じた確認を行い、その上で直接県立病院と情報共有等の連携を図る時期については、状況を踏まえながら行っていくことになると存じます。以上でございます。

7番（安田壯平君） はい、了解しました。特に後段のほうについてはですね、前向きに取り組んでいたいているということでしたので、安心しました。是非実務者レベルでのですね、あるいは担当者レベルでのコミュニケーションを厚くしていただきたいなと思うところです。私もこれまでいろいろ医療関係者とですね、意見交換などさせていただいたときに、地元自治体側の積極的な関与や情報共有を望んでいるなというのを感じました。空港等での水際対策であったり、また、検査であったり、あるいはそ

の軽症者の受入施設の探すことであったりですね、そういうことも感じたものですから、是非そこを厚くしていただきたいなと思います。そのことが、即ちより一段踏み込んだ医療体制の構築と言いますか、それがまた、即ち市民の安心・安全化につながると思うんですが、例えばですが、結核病床15床のうち、コロナには果たして本当に何床使えるのかとか、そうなった場合の医療スタッフや医療資機材が本当に足りているのかとか、コロナに使える人工呼吸器やエクモは何台あるのかとか、何床コロナで言えば、救命救急センターで一般の病気や怪我の際のですね、受け入れが困難になるのかとか、そういう細かい、でも市民の病気や怪我、健康にですね、直結する、こういった差し迫った課題にですね、しっかりと情報共有しながら対応とつけていけるというふうに思いますので、本当はそこは返す返す厚くしていただきたいんですけども、もう一度伺いますが、そういった面でのその実務者レベル、担当者レベルでのコミュニケーションというもの、市のほうと県病院含む他の医療機関とですね、しっかりとれているという認識でよろしいでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 現場の方々との情報共有につきましては、私自身も2回、県立病院に赴いてですね、実際に感染症を担当している医師及び看護師と数回協議をしているところです。また、担当課の健康増進課におきましては、電話連絡を含めて情報共有を行っているところでございます。その中で、先ほども申し上げましたが、治療の最前線にいる声として感染の不安を隣り合わせた尽力をいただいている状況について伺っておりまして、今後とも情報の共有を密にしていきたいと考えているところです。以上です。

7番（安田壮平君） 是非、適時適切に、隨時行っていただければと、必要に応じて行っていただきたいと思います。どちらも医療機関にしても、また、市、基礎自治体にしてもですね、やっぱり、それ即ち現場であり、かなり、一番現場に近いところでもあります。この両者がしっかりと連携とりながら、もちろん他の、その他の関係機関、調整期間も含めながら、しっかりと現状を把握し、ともにこの地域の医療を構築していくというスタンスで取り組んでいただきたいと思います。医療体制拡充の要望などもですね、それによって適切な的を射た提案、要望などもできていくんじゃないかなというふうに思っております。

続いて、②なんですかけれども、前段の部分というか、検査については、先日5市町村で要望したということでありましたので、また今後、地域の医療体制強化のための国の緊急包括支援交付金というものも、この2次補正で決まって、出るかと思いますので、今回のコロナ感染症だけでなく、今後の新しい感染症に備える意味でも、定期的、継続的にこの地元で検査ができるようにフォローしていただきたいというふうに思っております。他の事例の紹介になりますが、例えば霧島市や沖縄県石垣市においては、市の予算でPCR検査用の機械を導入したんですけれども、もちろん本市としてはできるだけ県のその財政措置ですね、県の財政負担でやっていただきたいというふうにも思うんですけれども、奄美市としてですね、今後、もしかなかな県のその配備が進まないといった場合に、奄美市としてもそういった可能性があるのかどうかについてですね、お示し願います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内の霧島市や石垣市が市の予算でPCR検査の機器を導入したという事例も承知しております。いずれにしましても5市町村で協議を進めているところでございます。まずは県のほうでPCR検査機器の導入を図っていただきたいということで進めているところでございます。以上です。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。奄美市だけじゃないですから、確かに。5市町村もありますので、奄美市が1人先走ってというのはなかなかできないとは思うんですけども。でも、大島病院が所在する市であり、奄美群島の郡都であり、奄美で検査ができれば、奄美群島、十島村とかまでです

ね、いち早くその検査ができる可能性もありますので、そこは、状況によってはですね、奄美市がリードをして、こういった予算措置なども、なければないに越したことはないんですけれども、そこもまた一つ可能性として頭に入れていただければと思います。ちなみに石垣市の例でいえば、県立八重山病院に貸し出しをすると。正式なものが配備されるまでの間、貸し出しをするということで、割とコンパクトな機材で、価格としては352万円程度のものであったと。その県立病院に正式に配備されたあとは、その機材を民間の医療機関に貸し出すということでもありました。そういった柔軟な運用もされているようですので、また一つ、何か参考にしていただければなというふうに思います。

続いて、③搬送体制などなんですが、重傷者の搬送体制については、これまでの質疑の中ありましたので、自衛隊とか海保との連携、県が中心になって行って、進めていると、準備を進めているということでしたので、それについては割愛をさせていただきます。後段の部分なんですけれども、感染者が、今後また増えた場合に備えて、軽症者の受入施設や、あるいは医療従事者、または本土から帰島し一定期間自宅に帰れない者、帰宅困難者、自宅ではなかなかその自己隔離が難しいという方々に向けたですね、受け入れ施設の確保について、本市として何かできる役割があるんじゃないかなと思いますが、見解はいかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 県におきましては感染拡大に備え、PCR検査が陽性者のうち、無症状者や軽症者の場合、宿泊施設等の活用や自宅療養を想定しており、現在、非公開でありますが宿泊施設3カ所188室が確保され、さらに拡充を図っている状況です。また、入院が必要な軽症者等の受入病院についても、受入病院の拡充を進めており、名瀬保健所管内においても受入医療機関の拡充について調整を進めているとお伺いしているところでございます。議員御質問の感染者ではないが、一定期間自宅に戻れない方の受入施設につきましては、現在のところ確保は行っていない状況です。また、市民向け宿泊体験プログラム助成事業につきましては、実施時期が感染状況が落ち着き、人の移動等も緩和された時期と考えられるため、帰宅困難者が生じる時期と一致しないと考えております。しかしながら、医療従事者を含めた帰宅困難者への対応につきましては、第2波に備えての対策として、今後、検討していく重要な課題と考えているところです。以上です。

7番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。先に市民向け宿泊体験プログラム助成事業のですね、御紹介をいただきまして、ありがとうございました。これは19日から始まるということなので、確かに時期的にはマッチしないんですけども。こういったこともですね、今後はやはり考えられるのかなと。軽症者については、もちろん県が中心になって、医療機関等も利用しながらとなると思うんですが、その医療従事者ですか、あるいは帰宅困難者についてですね、例えば大きな自治体ではあるんですが、大阪府堺市や千葉県松戸市などでは、医療従事者の宿泊施設利用に補助を出したりしています。今後の本土とか、あるいは地元の感染状況など見ながら、場合によってはですね、帰省時期とか、そういうものにその帰宅困難者などを含めてですね、何か受け入れる施設がないか。これ、徳之島のほうでは3町とも準備していると、公共施設など使ってですね、準備しているということも伺っていますので、是非こういった可能性もちょっと念頭に入れていただきながらですね、今後、また引き続き検討していただければと思います。感染が広がらないのが一番なんですねけれども、やはり安全保障というか危機管理は最悪の事態に備えるというのが鉄則でありますので、そこもまた、医療機関などともしっかりと情報共有、連携していただきながらですね、検討を進めていただければと思います。

次に、④救急搬送体制についてですが、救急搬送時の感染防止対策や搬送先の医療機関との連携について、現状をお示しください。また、今年に入り感染が疑われた案件の件数もお示しください。

総務部参事（野崎浩敏君） お答えいたします。まず発熱や呼吸器症状を訴える通報者に対しましては、発症14日以内に島外への旅行や居住歴があるか、また、その者との濃厚接触歴があるかの聞き取りを

行い、緊急性がある場合に救急出場しております。なお、救急隊員の感染防止対策としましては、感染防護衣、ゴーグル、N95マスク、ゴム手袋、シューズカバーを着用させております。指定医療機関との連携につきましては、救急隊員から受入態勢に必要な情報を提供し、救急車搬入口の変更等の対策がとられております。新型コロナを疑った救急搬送件数につきましては、2月28日から6月4日までに、本市において4件発生し、月別では2月に1件、4月に3件となっておりますが、PCR検査の実施には至っておりません。

7番（安田壯平君） 承知しました。しっかり最初のその通報あったところですね、電話確認のところから含めて、対策をとつていただいていると。本当にもう御存知のとおり症状がない方もいるわけですから。そしてまた、発熱などがあるとですね、何日か続くと、それもまた非常に正しく恐れざるを得ないというか、しっかり備えないといけないということになると思いますので、しっかりそこは、隊員の方の安全の確保もしていただきながら、取り組んでいただきたいなと思います。今後は熱中症などの搬送もですね、増えると思いますので、なかなかこう見分けがつかないとかですね、いう事例もあろうかと思います。新聞でも見たんですが、その防護衣着てるとなんか物々しいとかですね、なんかそういったクレームのような声もあったということで、いろいろ理解を求めるのに大変なところもあろうかと思いますが、多くの市民はやっぱりもうそういう時期でありますので、理解している方が多いと思いますので、是非説明もしながら、安全対策、十分とった上で、また、その救急搬送の任に当たっていただければなと思います。よろしくお願ひたいします。

続いて⑤に行きますが、今後、感染者が確認された際の対応について、お示しいただきたいと思います。これも若干正野議員と重なる部分もありますが、私が念頭に置いているのは、主に島外との移動自粛要請であったり、不要不急の外出自粛要請であったり、あるいは学校、保育施設、高齢者施設における対応などについてであります。また、それらについて、大島5市町村で平常時から共有ができているのか。そして、併せてなんですかけれども、これまで縷々述べてきた①から⑤の取り組みについては、基本的に本市の新型インフルエンザ等対策行動計画に沿うものだと思うんですけれども、その点について何か新しい追加事項があったのかとかですね、何か課題が見つかったのかとか、その点までお示し願います。

保健福祉部長（山下能久君） 今後、感染者が確認された際の本市及び大島5市町村が緊急でとるべき対策と、その状況について答えいたします。今回の新型コロナ感染症の対策につきましては、それぞれの市町村において、2月から情報連絡会として対策の検討を進めておりましたが、奄美大島全体での取り組みや情報共有の必要性が高いため、4月7日以降は5市町村での感染症対策についての情報共有や共通した課題の検討、また、水際対策や島民や来島者へのメッセージ等を共同で行ってまいりました。4月17日の本市における感染者が確認された際におきましても、同日速やかに府内における対策本部を開催し、県を跨る移動や不要不急の外出についての対応、市が所管する保育所、学校等、また、施設や行事等の対応について協議、決定し、関係機関への調整を行いました。また、15日、翌日には5市町村の対策本部会議を開催し、5市町村における対応の検討や共同メッセージ等について情報の発信を行ったところでございます。議員お尋ねの、今後感染者が確認された場合においても、前回同様、速やかに府内の対策本部会議を招集し、対応を協議し、それぞれの部署において関係機関との調整や情報伝達を行い、スピード感を持った対応と情報提供を行っていく予定であり、そのためにも平常時においても、今後も5市町村における情報共有を行ってまいります。新型コロナに係るこれらの取り組みにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき策定いたしました本市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実施をしているところでございます。具体的な取り組みにつきましては、基本的に行行動計画を指針とし、国や県から示された通知等を基に、地域の状況を踏まえ対策を実施しているところでございます。以上でございます。

7番（安田壯平君） 分かりました。日頃からですね、準備をしているというところで、了解しました。

ちょっと具体的なモデル、ケーススタディと言いますか、具体的な場面を想像、想定して問わせていただきますが、4月にその感染者が2名確認された翌日にですね、共同メッセージが発表されて、島外との、島外からの不要不急の移動、島外への不要不急の移動、禁止してくださいというようなメッセージが出されたんすけれども、ないないなされたんすけれども、今後ですね、そういうたった感染者が何名確認されたらとか、若しくはクラスターとして、ちょっと数の幾多名感染されたら、速やかにこれを出す。確かに移動とかですね、観光に関わることなので、そのすぐすぐはまた止めづらい面もあるとは思うんですけども、その辺の何かこう基準というか、ルールというか、前もって何か共有していることはあるんでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 奄美市、奄美大島で感染者が再び発生した場合につきましては、改めて先ほども答弁いたしましたが、迅速に5市町村が集まっているんその対策について協議を行い、来島される方々への自粛も含めてですね、どういった形が一番感染防止対策に適しているかも含めて検討、協議しながら決めていきたいと考えております。以上です。

7番（安田壯平君） はい、分かりました。そのような状況が起きた場合に集まってということですね。了解しました。私としては、もうできれば前もってある程度のラインというかですね、水準は決めていたほうがいいんじゃないかと。1日、そういった発表が遅れたら、その間にまた人の出入りが生じますので、そこは前もって決めていてもいいかなとも思うんですが、ただ今後の状況など見ながらですね、あるいは地元の検査とか医療体制の状況など見ながら、総合的にそれはもう考えていくしかないとは思いますので、そこをまた、引き続き5市町村でしっかりと協議をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

続いて、（2）の経営支援、経済活性化についてであります。これについても先ほど述べた安全保障、危機管理の原則と同様にですね、やはり最悪に備えて最善を尽くすということが大事だらうと思います。事業所支援給付金についても、昨日、多田議員も述べられていましたが、私も基本的な論調は同じなんすけれども、国の持続化給付金の対象とならない事業者を支援するという理念は理解するところですが、既に観光関連産業を中心に前年同月比の売上減少が5割を超えている事業者が多いであろうこと。また、持続化給付金の支給が一部遅れていること。また、先に事業者支援給付金を申請したあとで、国の持続化給付金を申請することは認められていることなどを考えると、本市の支援策としては、春先に売り上げが落ち込んで困っている事業者に緊急の支援を届けることができないのではないか。また、売り上げが落ち込む時期により利用の可否が決まるのは公平ではないのじゃないかという課題が生ずる可能性がありまして、それらをカバーする視点も必要ではないかと考えます。例えば、霧島市は前年同月比の売り上げが2割以上減少した全事業者に一律20万円を給付し、さらに業種によって、バスとかタクシーとかレンタカーとか、によっては上乗せ給付をしていますし、日南市は同じく売り上げが2・5割以上、5割未満減少した全事業者に一定額の給付をすると同時に、売り上げが5割以上減少した観光事業者に一律20万円の給付をしています。地域の経済構造に配慮したきめ細かな支援を目指す工夫を感じるところです。奄美市においても、これまで取り組んできた経済、産業振興のあり方に鑑み、同じ地域で生業を営む、できるだけ多くの事業者に対して、きめ細かな配慮による支援を行わせさせてほしいと考えます。今後のこの事業所支援給付金の申請状況を見ながら、申請要件を緩和、あるいは修正していくことについて、見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、国の持続化給付金について、支給までに時間を要している事例もあるということがテレビ等でも報道されています

が、基本的には早く申請することで早い入金もつながっていくんじゃないかと考えております。新聞報道等でも御承知のとおり、6月15日には奄美市においてサポート会場も開設されております。商工会議所等がオンライン申請をサポートすることで、申請に手間取っている事業者も容易に申請が行えるものと考えております。また、本市が行っています事業所支援金は、国の持続化給付金の対象とならない売上減少率が20パーセントから50パーセント未満の事業所を支援するという趣旨であり、限りある予算の中で、新型コロナの影響を受けている数多くの事業所を支援するものであることをまず御理解いただきたいと思います。さらに独自の支援としまして、新型コロナの影響を大きく受けている観光業については、事業所や市民が宿泊施設や体験プログラムを利用する際の補助を行うことで、宿泊業やガイド業等の後押しを行い、飲食業においては特化したプレミアム商品券の発行にも取り組んでいるところでございます。議員御指摘の申請要件の緩和という点においては、現在、国において今年創業した事業者も持続化給付金の対象となることや、フリーランスの申告要件について緩和されることとなりましたので、本市においても必要な支援や要件について検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（安田壯平君） 是非ですね、8月末までの申請期限の推移を見ながら、ほかの市でも、例えば家賃補助などやっているところでも、こう徐々に要件を緩和したり、変えたりしている動きも見られますので、それは一つには国の交付金の増額なども伴ってですね、そうしている自治体もありますので、是非奄美市も柔軟に運用していただきたいと思います。ちなみになんですかけれども、参考までに、関連として伺いますが、今年に入って、直近の数字で、市内で閉店なり廃業した件数っていうのはお分かりになるでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 申し訳ございません、この件についてはまだ、今、手元に資料をもってなくて、まだそこを確認しておりませんので、また後日、改めてまたお示しさせていただきたいと思います、すいません。

7番（安田壯平君） すいません、ちょっと通告してなかったので、関連することでもありますので、重要な資料だと思いますので、聞いた次第です。市内でももう既に飲食などですね、何件か閉じてるなというのをお見掛けしているのが実感であります。今、縷々こう話、話のですね、主役においてきたこの観光関連産業なんですけれども、奄美市もですね、奄美市だけじゃなく奄美群島として、一つのリーディング産業として取り組んできた、大事な、外貨を獲得する、裏を返せば外需への依存度が高い産業。その中でも特にダメージが大きいであろうのが、宿泊、交通、あるいはガイド、土産物関係だらうと思います。飲食は地元の方も利用しますので、もちろん飲食も大変な状況だと思うんですが、やはり施設、設備、雇用をですね、多く抱えているところが非常に大きな痛手を被っていると思います。つい昨日なんですが、ある観光団体の方々との意見交換をさせていただいたんですが、今の時点でも先が見えないというのが本音であると。最大限の国の制度とか、給付制度、あるいは融資ももう既に受けているけれども、最大限借り入れもしているけれども、先が見えないのが本音ですということあります。一部、その7月から8月にかけては、夏場にかけてはですね、リゾートホテル、北部を中心とするリゾートホテルなどでは、若干客足が戻る傾向が見られていますが、名瀬のビジネスホテルなどはですね、まだまだだと。やはり夏場のイベントとかスポーツ大会が中止になった影響が大きいということでありまして、是非市としても、今後、この業界、あるいは事業者の話をしっかりと聞いていただきたい。状況把握ですね、努めていただきたいと思うのが一つ。もう一つ心配されているのが、その雇用の面で、そのスタッフの心理的、精神的な、与える影響。モチベーションがですね、大分下がっていると。今年は国体があり、世界自然遺産があったはずで、この観光に力を入れようと思って働いてきた、中にはインターン者もいるかと思いますけれども、そういう方々のモチベーションが下がる、不安、心配が大き

くなっていると。やはり観光業といつてもですね、一朝一夕にその人材が育つわけじゃなくて、しっかりと人材を確保して、育成していく。それがその奄美の観光産業の高度化につながっていくことは、もうお分かりになるかと思いますので、そういう意味でも、何かしら安心できるようなですね、市の支援というものも、今後、引き続きお願ひしたいということでありました。その中で、一つ具体的に申せば、今、行われている、まさに今行われている、この観光事業者プラッシュアップ助成事業、10割補助ということで、観光関係者同士がお互いの施設を行き来して、あるいは体験プログラムを味わってですね、新しい魅力を発見したり、あるいはまたその横のつながりが、観光事業者同士の横のつながりが良くなつたというプラスの効果が生まれているそうで、これは必ず今後の奄美の観光に役に立つということでありました。また、19日から始まる市民向けの宿泊体験プログラムもですね、非常に期待が持てるところということでありまして、是非今後、これを、例年お客様が減る時期、台風シーズンなどを含めてですね、是非補助率を下げてでもいいから継続をお願いしたいということで、今後、その国内の感染状況次第ではなかなか本土からお客様が戻ってこないことも考えられますので、今、まさにそのマイクロツーリズムと言われる身近なところ、地元をこう旅して回るというところからですね、取り組んでいこうというのが、今、日本の観光業界の大きなトレンドじゃないかと思うんですが、是非その観点で、追加、あるいは新しい制度の創出、お願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） はい、議員のおっしゃったように、このプラッシュアップ事業については、非常に人気があって、その事業所同士ですね、研修をやることによって、また新たな奄美について、その付近も感じられたと。そう好評だということを聞いております。今現在につきましては、当然このようなコロナの、新型コロナの影響を受けて、その中でやはり島内で、今、ホテルの事業者の皆さんもですね、なかなか動きづらいという形で、この研修の場はどうかということで提案された事業ではあります。ある程度、やはり、今後また、この観光がだんだんだんだん、こう動いていくという形になればですね、従来あった満喫ツアー、これは好評を得ておりますので、やはり満喫などを中心にですね、そういう形で、観光業、ホテル、また、その体験型プログラムの事業者の皆さんんですね、いう形で支援をやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

7番（安田壯平君） はい、ありがとうございます。今、部長がまさにおっしゃった奄美満喫ツアーですね、大島5市町村で取り組んでいる。是非その枠組みで、奄美市だけじゃなくて、お互いにその予算を持ち寄って、奄美大島内、あるいはまた群島内ですね、群島内も含めて、お互いにこう利用し合えるような、行き来して交流してお互いの魅力を発見できるような、そういう取り組みにつなげていただければなど。これは本当、今年度、直近の話でもありますし、また、来年度以降もですね、やはりコロナの影響、続くようであれば十分に考えられる、すごく大事な取り組みじゃないかなと思いますので、先ほど、前に述べたその医療従事者向けに活用することも含めてですね、また、この地元の人同士が地元を知るための一つのいいきっかけとして、さらなる後押しをお願いしたいと思います。

続けて、②なんですが、観光受入再開に向けてなんですが、その全国規模の各業界団体による業種別感染拡大予防ガイドラインが策定されていますが、今後、本市においては観光客の増加に伴い、観光関連事業者の感染リスクが高まるであろうことに鑑み、地域に合った感染防止策や感染者確認時の対処方法など事前に整理し、共有する必要があると考えます。地元の事業者や業界団体の主体性を重視しつつ、本市としても協力できることはすべきと考えますが、見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。まず現在の奄美市内の観光関連事業者の感染防止策についてお答えいたします。本市におきましては、国や県から発出された感染防止対策や指針を市民の皆様にお示しし、また、各事業者において適切な感染防止対策を実施していただいているところでございます。具体的に、手洗いや咳エチケットの徹底、人ととの適切な距離確保、いわゆる3

密の回避など、最も有効なポイントをお示ししてきたところですが、事業所の中には感染防止のために自主的な取り組みを行っている事業所もあると伺っております。併せて、日本旅行協会、一般社団法人日本ホテル協会などの各業界から発出された新型コロナ対応ガイドラインを本市ホームページへ掲載するほか、あまみ大島観光物産連盟から会員の皆様へ送付など周知に努めているところでございます。これら国内外で得られた教訓、知見を基に策定されたガイドライン等に加え、奄美大島の特殊事情を踏まえ、各業界の対応についてさらなる制限をかけるような独自マニュアルを策定すべきかについては、来島者の権利、自由を阻害してしまう恐れがあるほか、事業者、市民及び来島者に不要の混乱を招く恐れもあることから、その必要性も含めて、奄美大島5市町村で慎重に協議すべき課題と思われます。従いまして、先ほども申し上げましたとおり、まずは基本的な新しい生活様式や業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等をともに実践し、御来島を心待ちにされていた皆様が安全・安心して奄美へお越しいただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

7番（安田壯平君） 分かりました。今、確かに各事業者ごとにですね、基本的なところを含めて取り組んでいると聞いております。その中で、昨日の意見交換の中でもですね、やはり感染者が確認されたときの対応方法はむしろ知っておきたいと。そこでいきなりばたばたするんじゃなくてですね、やっぱりそのとき、どういうところにつないで搬送するのかとか、あるいはもっと、その後のその消毒のあり方とか含め、あるいはまた、そのスタッフの自宅待機などの安全確保、感染防止など含めですね、やっぱり知っておきたいということでしたので、それならむしろ混乱とか不安を招くというよりは、やはり自分たちを守る、経営を守り、スタッフを守る上ですね、もう必要最小限のリスク管理だと思いますので、そこは是非、連盟はじめ市のほうでも音頭を取っていただいてですね、しっかりと協議していただけて、必要な情報共有、場合によってはマニュアルの作成などですね、していただきたいというふうに思います。

あと、これは主に地元の業者の方向け、業者の方を想定した情報共有であるんですけども、その観光客向けにですね、何かしら、また、発信しておく必要はないのかなというところで、昨日でしたか、5市町村長共同メッセージも発出されていましたけれども、その中でももしかしたら少し触れていたかもしれません、お隣、大和村、集落まるごと体験協議会では、観光客の方々に対して体温計を持って来てくださいとか、あるいはまた、帰ったあと、3日後、あるいは4日後にですね、大和村のその保健師さんが連絡をするので、そのときの体調を教えてくださいとかですね、そういうルールを予め周知します。もちろん、協力要請という形でですけれども、そういうことも、今後、大事な取り組みになってくるんじゃないかなと思いますし、また、宿泊だけではなくて飲食店などでも、私たちは感染症対策、万全に行っていますというようなですね、安全性のアピール、一目で分かるような、そういうステッカーだったりポスターだったり、シールであったり、そういうものも東京などで広がっているようでもありますので、そういう取り組みもですね、是非、やるのならもちろん業者であったり、市がそれを後押ししたり、側面支援したりというような役割分担についても、しっかりと話し合いをしながらですね、本当に地元の人も観光客も安心して、様々な施設など利用できる、そういう状況を近づけていくただけたら、いっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

③経済、景気の回復に向けてというところで、今後の推移を見守りつつ、事業者の肌感覚に合った効果的な支援策を継続的に講じていく必要が生じると思われます。そのためにも、行政だけでなく民間も交えた協議会を立ち上げ、雇用維持や経済活性化に資する支援制度や体制を構築していくべきと考えますが、見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。議員御提案のとおり、今回の新型コロナにおける影響は観光関連事業所をはじめ、非常に大きいものと認識しており、民間を交えた協議の場が必要だと考え

ているところでございます。本市においては中小企業の振興を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を実現するために、平成29年度に中小企業・小規模企業振興条例を制定いたしました。条例の制定に基づき、本市における中小企業の現状について共通認識を図るとともに、活性化のための施策を検討するため、奄美市中小企業振興会議を実施してきた経緯がございます。本会議には中小企業の各種団体、県や市により構成されておりますので、新型コロナ対策につきましても、さらに幅広く有識者やオブザーバーを募り、本会議を活用することについて、前向きに御検討させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

7番（安田壯平君） はい、ありがとうございます。前向きに、この中小企業、小規模企業振興条例の枠組みを使ってですね、やっていただけるということで良かったです。是非既存の参加者だけでなく、先ほどおっしゃったような有識者、オブザーバー、地元の主要な業種、業界団体の代表の方がですね、入れるように配慮していただいて、取り組んでほしいと思います。是非次のその補正予算ですね、コロナ対策の補正予算、いつになるか分かりませんが、せめてそれに間に合うように、なるべく早く取り組んでいただきたいと思いますが、次の開催時期などはいつ頃になりそうでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 例年、この振興会議につきましては、例年、1回か2回ぐらい予定で取り組んでおります。また、今年の会議についてはですね、まだ今、日程がいつという形では決まっていませんが、できるだけ早くは開けるような、努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（安田壯平君） 是非、年に1回、2回と言わずですね、本当にもう2カ月に1回ぐらいでもいいですから、もう各月の実績が各業界、上がったところでですね、しっかりとこう状況把握するためにも、次の展開につなげていくためにも、こまめな開催、運用をですね、お願いしたいと思います。

続いて、教育のあり方についてということで、なんですが、それに先だって今定例会におきましては、教育長をはじめ教育委員会の皆様、クールビズへの御理解と実践に感謝したいと思います。ありがとうございます。このオンライン教育に関しては、これまで同僚議員が質疑されていますので、ちょっと私のほうでは通告させていただいた中で後段の部分だけ聞かせていただきます。そのGIGAスクール構想、タブレットの支給などについてはですね、今年度いっぱいまで全児童・生徒に配付できるよう整備するということでありましたが、それも活用しつつなんですが、子供の教育機会保障の観点から、今後の、今後もし、また休校措置になって、そして、休校期間におきまして、今年度ですね、実施可能なプラン。あるいはまた、来年度以降で実施可能なプランについて、ICTやオンライン教育の活用の視点も含めた上で見解をお示し願います。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたしたいと思います。まず、このタブレットの活用方法について少しお話をさせていただきます。まずははじめに、今年、導入後は各教科書に記載してございますQRコードを読み込みまして、授業での活用やインターネットを使った調べ学習などを予定しているところでございます。来年度以降は、学習状況に応じまして、学習ソフトの導入を検討してまいりたいというふうに思っております。今後の休業措置による休業期間においての利用の仕方でございますが、今年度の実施可能なプラン、来年度以降ということでございます。この休業期間のオンラインによる学習指導は有効なものだというふうに考えておりますので、今年度、学校側の環境が構築されることで通信状況が改善されることから、オンラインによる学習指導の研修等を計画をいたしまして、教職員の操作指導と併せて実施する場合の課題等について洗い出しを行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（安田壯平君） 今、文部科学省のほうでもですね、この遠隔教育、オンライン教育などもどんどん

進め、進めていこうということでもありますので、また、第2波、第3波に備えてですね、そういうことも旗振りされていますので、是非奄美市でも前向きにと思うんですけれども、ただ想定としては、タブレットは学校内で使うということで、来年度導入されるその学習ソフトがどういう中身なのかなということが気になるんですが、学校でしか使えないというのであれば、もしされでオンライン教育、遠隔教育するとすれば、例えば、家庭にそういう環境がある子は家庭で、ない子はしばらくは学校のパソコン室、来てもらって、学年とかですね、クラスをざらして来てもらってというようなですね、運用方法もあるんじゃないかなというふうに思います。恐らく国のはうでも、その家庭にですね、パソコンやモバイルルーターの優先配備というのも考えているみたいですので、それがどういう、どういう組み立てでこう事業化されていくのか、まだ分かりませんけれども、是非そういった情報もしっかり得ながらですね、その時々に合ったやり方というか、やれることを最大限にやっていただきたいなと。子供たちのその教育の機会をしっかり守ってあげるというか、教育を受ける権利をですね、しっかり守ってあげるということをですね、是非要望したいと思います。

それでは、（4）のほうに移ります。①なんですけれども、これも先ほど関議員の質問の中でありましたので、ちょっと通告させていただいた部分で、後段の部分のみ聞かせていただきます。前半の部分はですね、現時点では1,800万円程度、1,700万円程度だったでしょうか、ということで、9月、あるいは12月補正で整理をしてお示しするということでしたので、その歳入についてですね。歳入について、市税などの歳入についての影響の見通しをお示し願います。

総務部長（三原裕樹君） 市税等の歳入の見通しについてでございますけれども、令和2年度当初予算におきましては、市税総額で前年度比約1億4,900万円増の40億300万1,000円を計上いたしているところでございます。コロナ感染症の影響でございますが、現在、減免措置や徴収猶予の相談を受け付けておりますけれども、具体的な影響額につきましては、企業の決算時期など年間を通しての状況により判断されることになり、現時点では今後の見通しを把握することは困難でありますので、御理解を賜りたいと存じます。今後、コロナ禍の長期化により、これからさらに市税等をはじめとする歳入予算の減額や不用となる事業費の減額、それから、経済対策の継続や追加など事業費の増額も見込まれますことから、市全体における予算の見直しも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（安田壯平君） 承知しました。ありがとうございます。確かに現時点では歳入の見通しはですね、非常に難しいだろうなというふうに思います。その予算の増額、減額などですね、補正も大変だと思いますが、また、そこもこう活用できるものはしっかり活用していただきながらですね、場合によっては起債なども含めてですね、お願ひしたいと思います。

次、②なんですけれども、②についても先ほど関議員の質疑の中ありましたので、これは割愛させていただきます。是非、要望としては補正予算、第3弾、縷々述べてまいりましたけれども、6月、7月の地域の経済状況を見まして、9月定例会には是非この第3弾を、その前倒ししていただく分には全然構いませんので、今後、台風とか国体の影響などもあるでしょうけれども、是非実施を前向きに検討していただきたいということと、あと市がこれまで大幅に活用したその財政調整基金でありますが、国全体で見れば、地方自治体全体で見れば、もう昨年度末から比較してもう3分の1になったということで、都道府県、市町村、3分の1になったということで、一番多い東京都、9,000億円余りあったのが、もう今、9割方使ったというような情報も聞いています。そういう、本当、各自治体ともかなりの出血をしてですね、しながらも、やっぱり企業、そして、雇用が守られない、やっぱり自治体の存続もおぼつかないということでですね、懸命にされていますので、奄美市ももちろんそのように取り組んでいますが、是非そういった他の自治体とも情報を共有していただきながらですね、取り組んでいただきたいと思います。

最後、③コロナ対策の基金に対して。これも、昨日多田議員が話の中で、基金としては、寄附の集め方としては3種類ぐらいあるということで、そのうちの一つ、ふるさと納税としてこれまで15件ほどあったということあります。ただ、ホームページなど見ましても、その辺のアピールが十分にできていないんじゃないかなと。使い道としてですね、コロナ対策に使いますというようなことも書かれていないんじゃないかなというふうにお見受けしました。是非、今、奄美市も大変ですという発信。もちろん、他の自治体も大変なんですけれども、奄美市もそれを発信しないと、寄附したい方は、多分他の自治体に、奄美市は大丈夫そうだなと思ってですね、他の自治体に行くと思います。ことさらに、大げさにアピールする必要はありませんが、でもやっぱり事実としてですね、しっかりアピールしていただきたいと思いますけれども、その辺のふるさと納税の取り組みについてはいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 本市におきましては、現在進めておりますコロナ対策事業の財源といたしましては、国の地方創生臨時交付金と財政調整基金を主な財源といたしております。長期化が想定される感染症の影響を考慮しますと、今後もさらに財源の確保は重要な課題であり、そのための寄附金も重要な財源になることは認識をしているところでございます。午前中の多田議員にもお答えしましたが、これらの支援金については、現在、積極的なPRは差し控えているところではございますけれども、今後、このような状況が長期化を見据えながら、どういう方向がいいのかも含めて検討をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

7番（安田壮平君） 是非前向きに進めていただきたいと思います。財源の確保をしつつ、地域のこの医療と経済をしっかりと守っていくということですね。是非また、我々も一緒に協力させていただきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。以上で終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時30分）

————— ○ —————

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君 の発言を許可いたします。

なお、橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。

質問に入る前に少々所見を述べたいと思います。まず新型コロナウイルスに感染してお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、感染した方々が一日も早く快復し日常の生活を取り戻せるよう、心からお祈り申し上げます。また、最前線の医療現場で奮闘しておられる医療従事者の方々に対しても、改めて敬意を表したいと思います。一日も早い終息を願うばかりです。さて、今年は国においては東京オリンピック・パラリンピックの開催。鹿児島県においては国体の開催。奄美市では国体の相撲競技の開催、また、奄美大島、徳之島及び沖縄島北部、西表島の世界自然遺産登録とビッグイベントが予定されていましたが、まさか新型コロナウイルスの影響でこのような状況下に置かれるとは誰も想像していなかったと思います。5月13日、老人保健施設アマンデーの佐野医師を招いて、コロナ感染症に関する議員研修会が行われました。内容は症状、経過、死亡率、潜伏期間、ウイルスの生存時間、感染形態等、基本的なことを教えていただきました。中でも印象に残ったのは潜伏期間で、通常インフルエンザなどは発症して1日目が感染力が強いと言われていますが、この新型コロナは発症の2日

前が感染力が強い。つまり、感染の半数以上が無症状の人からの感染であるということです。これは医学会にも衝撃が走ったそうです。読売ジャイアンツの坂本選手、大城選手も症状は出ておらず、開幕前検査をしたところ抗体反応が出て、知らず知らずのうちに感染していたというニュースがあったことは、皆様御承知のとおりであります。奄美市でも2名の感染者が出て、先日の佐野医師の見解では、恐らく発症をしていない感染者が奄美にも少なからずいるという見解がありました。同僚議員からも第2波の関する質問が出ておりますが、とにかく国の新しい生活様式を実践し、あらゆる対策と暫く付き合う覚悟が必要だと改めて思っております。奄美市の経済では右肩上がりで伸びて來ていた観光関連産業も大きなダメージを受けております。飲食業、小売業なども人が動かない、動けないことでどうしようもない状況が発生することが、今回の新型コロナではっきりと分かりました。世界規模の感染症は100年に一度と言われておりますが、近年ではSARS、MARS、この二つはパンデミックまでは至りませんでしたが、2000年に入って感染症を引き起こす未知のウイルスが次々と確認されていることを考えると、近い将来、また同じような感染症リスクが起こることは容易に想定できます。観光関連産業も奄美市の重要な産業であり、しっかりと守っていかなくてはなりませんが、このような事態が発生をすると、全ての観光関連産業に波及することから、個人的な見解であります、やはり第1次産業、特に奄美市では農業の充実、発展を真剣に取り組んでいかなければならぬと強く思いました。私自身、農業についてはまだまだ勉強不足でありますので、見識を深め、現場を歩き、課題をしっかりと捉えて、農業の充実、発展に取り組んでいきたいと決意をしております。

さて、所見の最後になりますが、私の議席から当局側を見渡しますと、3月定例会とは大分顔ぶれが違い、とても新鮮な感じがいたします。また、新型コロナの影響で当局の皆様は座席の感覚を開け、また、マスクを着用しての本会議、不思議な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で臨まれる当局の部課長の皆様、そして、職員の皆様、さらにルーキー職員の皆様、今年度は新型コロナの影響で業務もより煩雑になると思いますが、奄美市民、そして、奄美市の産業の発展のため、今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。（1）国と奄美市独自の緊急対策事業で約53億円の事業を実施していますが、その進捗状況についてお伺いいたします。①特別定額給付金の直近の状況についてお伺いします。私ども公明党の山口那津男代表が安倍総理に直談判をして政治判断をさせた、この国民一人ひとりに一律10万円を支給する特別定額給付金事業、市民からも非常に喜ばれております。当局の説明では、支給開始は当初オンライン申請で5月下旬から、郵送で6月中旬からとのことでしたが、市のホームページから申請書がダウンロードできたことで、郵送のほうも5月支払いがスタートできたようあります。昨日の多田議員の質問で、6月15日時点で2万3,787世帯中2万1,925世帯、そして、92.2パーセントの支給率、内訳はオンライン申請が732件、ホームページからダウンロードの申請が3,881件、郵送が1万7,312件のことでありました。数字は分かりましたので、この支給が早まったものに対して、AI、人工知能とかRPA、ロボティックプロセスオートメーションを使われたということですが、まずその効果について教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、橋口議員の質問にお答えさせていただきます。給付実績等は先ほど申し上げた、議員が申し上げたとおりでございます。この取り組みが早くなつた要因ということで、多田議員の答弁にもお答えましたが、AIとRPA、ちょっとローマ字が並んで難しいんですけれども、の効果ということでの説明をさせていただきます。まずはね、今回、申請書を、ほとんどが

手書きで来るということで、アナログの状態で来ました。マイナポータルにつきましても、入力自体はパソコンでできるんですけども、結局は紙媒体で出てくるという形で、でしたので、その紙であるやつをまずそのA Iでスキャンをして、それをデータ入力側でできるような形でしたがA Iの技術です。手で入力せずに、その機械で読み込んだのはパソコン入力できるようにしたというのがA Iの技術です。それから、そのデータを基に人間が手入力で口座番号ですとか、その中身を入力するところを、システム的に順番順番に、画面を見たら分かるんですけども、どんどんどんどん画面が進んで行って入力していくと。まるで中に人がいるような形ができるのがR P Aです。簡単に言うとこういうことなんんですけども、これらの効果というところなんですが、5月19日から申請が始まりました。ナンバーポータルの方、それから、手書きのダウンロードの方なんですけども、その方々の入力の場合には人間が入力して、それから、ダブルチェックと言いまして、チェックを行いまして、そこからの作業でしたので、大体、その1日で給付できる量が1,500ぐらいだったんです。ですが、そのA IとR P A、それから、申請書が大量に届いたというところもあるんですけども、始めて6月2日の日にその入金をしたんですが、そのときの数が9,605なので、前回、その前の支給が29日でしたので、中3日程度でこの9,000件近く、やがて1万件近くが処理できたというところは非常に大きかったのかなと。それから、次の支給が6月の5日でしたので、中2日おいて、3日おいて5,150件という処理ができたというところです。入力作業については大分、人間が入力するよりも早くできたんではないかと思っております。ただ、ここに至るまでが、機械が通しやすい書類を選別するとか、人の力も大分使っておりまして、職員の動員が10日間で述べ200人越えぐらいの人数で、この書類の選別とかをお願いしております。なので、機械を導入したことで早くなつたことも事実なんですが、機械と人間とが一緒に頑張ったというふうな形でございます。以上です。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。新聞記事によりますと10分の1程度で作業が進んで、支払いのスピードが上がったということ、載っていましたが、今、所長がおっしゃったように紙を、折り曲がった紙が届くのでそれを伸ばしたりだとか、多分そういう作業がかかつたんだろうなと思いますけれども、とにかく1日も早くお手元に届かせるということが大事であったので、当初の説明ではオンラインで5月下旬から、郵送で6月中旬からということでしたので、ほぼ90パーセント超えていますから、あとはもう残りの、まだ未申請の方とか、宛名不明の方にしっかりと届けることをお願いしたいと思います。

もう1点、特別養護老人ホームとかは、住所をそこに移して、そこが住所になりますので、恐らく施設に、例えば50人いらっしゃったら50人分が届くと思いますけれども、そこら辺の処理の仕方っていうのはどういうふうにされたんでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 施設での特別定額給付金の請求の仕方、申請の仕方、それから、支給について説明をします。まず特別養護老人ホーム、高齢者向けの施設ですけれども、基本的に施設でまとめて申請とかいうのは、今回の特別定額給付金ではございませんでした。理由は、住民基本台帳に基づいた支給というところで、個人個人、一人ひとりというのが原則なので、施設でできるというのが、児童養護施設についてはそれは可能だったんですけども、老人施設、高齢者施設等はこれが、施設でまとめてとかはございません。なので、施設のほうに住所があつても、そこは高齢者の方がお1人で住んでいる家扱いで届いています。なので、施設側としては御家族がいらっしゃる場合には、この申請所を転送されていたそうです。身分証明とかを預けている場合は、それらのコピーを添えて御家族が申請できるような転送をした。それから、1人暮らしとかの方がいらっしゃったら、1人で、親戚がないような方に、とかについては、申請のお手伝いをしたというふうな形で申請を行つたというふうに聞いております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） はい、よく分かりました。家族を通して、個人のお名前で一人ひとり申請をされたということで、分かりました。

本土の自治体のほうでは2重払いとかいう記事も出ておりましたけれども、もちろん奄美市はないと思いますけれども、そういったちょっとした不具合というのはありませんでしたでしょうか。そこについても教えてください。

福祉事務所長（永田孝一君） 二重払いについてでございますが、制度が始まった当初、非常にニュースとかで流れたんですけれども、本市のシステムではですね、入力の最終段階で再入力ができないようにしておりますので、この手の二重払いは起こり得ないというふうな認識です。それから、先ほどスピーデ等が早くなつたというのは、先ほど説明したとおりなんですけれども、総括のときに答弁しました、通帳の写しが付いていないとか書類の不備とか、大体5パーセント程度、感覚ですけれども、あつたんですけれども、それらについても連絡をしまして、少し振り込みは遅れたんですけれども、それは処理が済んでいるということで。それから、口座振込がエラーで返ってくるような場合、パターンがありました。口座番号の読み間違いですとか、科目相違と言いまして、当座か普通かの違いとか、この辺があつたんですが、これも1パーセント未満で済みましたので、申請から給付に関するトラブルについては概ね少なかったかなという認識です。処理についても全て、ほとんど終了しているということでございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、よく分かりました。もう残りの、残っている方々に対しての支給をなるべく早く、1日でも早く送っていただけるようにお願いして、次の質問に行きます。

②生活支援特例貸付金の直近の状況ということですが、これは総括の専決の質疑の中であつたんですけれども、私がちょっと聞き洩らした部分もありますので、国の緊急小口資金制度と奄美市の生活支援特例貸付金の直近の、もう一度数字を教えてください。お願ひいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、社協が窓口となっておる緊急小口資金制度について説明いたします。全て6月15日現在の数字を確認しておりますので、その数字で伝えたいと思います。主に休業された方に向けて、一時的に貸し付ける緊急小口資金、これについては、個人が77件、個人事業主が107件ということで、合計184件、3,470万円の貸付を行っている。次に、主に失業された方が中心の生活再建までの貸付という、生活費の、費用の貸付ということで、総合資金支援という呼び方をしておりますが、これについては個人が5件、個人事業主が1件、合わせて6件で270万円の貸し付け。それから、奄美市独自の生活支援特例貸付金は22件、今、いまして、1人当たり30万円の貸し付けなので合計660万円の貸し付けを行っているということでございます。

8番（橋口耕太郎君） 国が184、個人77、個人事業主107、184の3、470万円と、もう1種類のやつが個人5件、法人、個人事業主1件の6件で27万円と。奄美市は6月10日までが21件の630万円でしたけれども、昨日時点では1件増えて22件の660万円ということですね、分かりました。この小口資金制度が一番今回のコロナに関しての支給事業で一番早かつたんですよね。3月の末ぐらいから確かにスタートした事業なんですけれども、私のところにも問い合わせがあって、社協のほうでも条件をすごく緩和をして貸し付けができるよという話をしましたら、やっぱり貸し付けですので、返さないといけない。1年後とか据え置きはありますけれども、返さないといけないので、やっぱり二の足を踏んでいる方もいらっしゃいました、今回、特別定額給付金が出たので、それを持つという方もいらっしゃいましたし。ただ、これを利用した方もいらっしゃいましたので、とにかく一番早くスタートした事業で、184件で3、470万円も実績がありますので、引き続きこれもしっかりと、私どもも周知をしていきたいと思っております。

では、次の質間に移ります。次に質問の3、緊急経済対策商品券給付事業と緊急対策プレミアム商品券の発送、販売スケジュールはどの程度進んでいますか、ということですが、私が質問通告をしてからこれまで報道機関等でも明らかになってきましたし、同僚議員の質問でも明らかになってきましたので、大分割愛をさせていただきたいと思いますけれども、緊急経済対策商品券は、当初の説明では、5月1日の説明ですね、では7月頃からと。緊急対策プレミアム商品券は5月15日に説明がありまして、当初の説明では商工会議所を実施主体で8月頃からとしていましたが、これまでの同僚議員の質問では5月1日の説明をしました商品券ですね、緊急経済対策商品券は7月1日から使用可能になると。プレミアム商品券については、これも7月から発売開始ということが分かりました。これ、あとでも言いますけれども、緊急経済対策商品券は市がお1人お1人に1枚ずつ配るものなので、金券ですから、当然普通の郵便ではありませんよね。書留とか、とにかく受け取りがしっかりしないといけないと思うので、そういったところにも時間がかかったでしょうし、個人的にはもう少し早く、やっぱり5月1日に打ち出したので、1日でも早くそれが使えるようになるというのが大切だったと思うんですけれども、やっぱり7月までかかったっていうのはそういった郵便との打ち合わせとか、当然印刷、発注をかけたりとか、そういった部分があったんでしょうねけれども、もう少し早まらなかつたのかなという気がするんですが、そこら辺についてもお示しできたらと思いますが、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。まず、質問趣旨が緊急経済対策商品券給付事業について、もう少し早くできなかつたかという御指摘だったかと思います。毎年ほーらしや券という形で商品券事業を行っていますが、やはりこれも印刷、それから、銀行との手数料の関係等の契約とか、いうことには普通に、やっぱり3カ月ほどの時間を要して発行しているということでございます。今回につきましては当然、急いで皆さんの手元にお届けしたいということで、印刷についても大分急がしてですね、いう形で対応させていただいています。これにつきましては、先ほど議員から御案内があつたようにですね、これは金券ですので、やはり書留で送らなければいけないと。その中で、うちの、市の、我々の印刷のほうについては大分準備もできますが、今度郵便局のほうの、やはり関係も出てきます。郵便局との打ち合わせではですね、やはり大分、書留っていうことは1件1件回っていって対応しなければいけないという話になりますので、それにつきましてはやはり1週間、2週間はやっぱり必要だということありましたので、私たちの計画の中では、持ち込みを一応22日ぐらいには持ち込み、郵便局のほうに持ち込みはしたいなというふうに考えてます。ただ、郵便局の対応としましては、やはり書留っていうこともありますので、その中にやはり多忙な時期で、なかなかそういうスケジュールには合わせづらいということもありましたので、取り敢えず1週間程度のちょっと余裕をとったということで、7月1日に発送になったということありますので、御理解いただきたいと思います。
以上です。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。通常3カ月、通常のほーらしや券ですと3カ月ぐらいの時間をしていますが、今回は急ぐということで2カ月ぐらいに絞ったと。郵便で発送する関係から、郵便局との当然打ち合わせも必要でしょうし、ということですね、分かりました。6月22日に発送すると、上手くいけば月内に届いて使うことができるようになるということですので、良かったなと思います。不在であつたりしたら、当然書留ですので不在通知表を置いて、また持ち帰るという作業もあるでしょうから、手元に全員届くには一定の時間かかると思いますけれども、とにかく早く送っていただくようにしていただいたことには、対して感謝をしたいと思います。引き続き、スケジュールを管理をよろしくお願いいたします。

次の質間に移らせていただきます。次に、質問の4。その他、様々な減免措置などの相談を受けていると思いますが、特に多い相談は何か、お伺いしたいと思います。市のホームページとか広報紙では市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、市営住宅、定住促進住宅家賃、

奨学資金などの案内がされております。特徴的な相談があればお示しください。お願ひします。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。市税、保険料、水道料金等の減免措置に関する相談状況でございますが、6月15日、昨日正午現在でございますが、猶予、減免に関する相談件数が127件、うち減免措置等を適用した件数は71件となっております。特に多かった相談といたしましては、水道料金、下水道使用料の支払い猶予に関する相談が最も多く寄せられており、その大半が新型コロナによる休業、休職等により収入が減少し、支払いが困難になったための相談でございます。特に特徴的な相談はとの御質問でございますけれども、相談のきっかけといたしましては、ほとんどの方が新型コロナの影響による収入減少などを理由としております。そのため、相談を伺った際には、市の事業所支援給付金をはじめとする各種支援施策や、社会福祉協議会が窓口となります緊急小口融資の紹介なども行い、様々な制度を活用した支援に努めているところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。水道、下水道料金の猶予が多かったということで、部長のお話の中では相談を受けて、休業等で収入が減少した方に対して、市の商工観光部の窓口とか社協を紹介していくたということですので、まだ引き続きこのことは暫くは続いていくと思いますので、しっかりと丁寧な対応をよろしくお願ひいたします。

以上で、緊急対策事業についての質問は終わりますけれども、市民の方から全般的な意見として対応が遅いのではないかという御指摘を受けております。もちろん、事業を実施するためには原資を確保することが必要なため、慎重になることは十分分かります。その中で、今回は財政調整基金を約9億1,000万円強崩して、奄美市独自の緊急対策を打ったことは大変ありがたかったです。しかし、そのあとの事業をいかに迅速に進められるかが大切だと思います。今回の事業で私が個人的に考えている一例ですけれども、先ほど商工観光部長に質問した商品券やプレミアム商品券などの事業は、誰も反対する方は、恐らくいらっしゃらないわけですから、専決する前に、こんなことができるかどうか分かりませんが、水面下で動きだして、そして、スケジュールをばんばん前倒しして、もう今には発送できていた状態とかいうのもできたのではないかなど個人的には思っております。まだコロナウイルスは長期戦になるので、今後も第3弾の予算編成の可能性も考えられると思います。どうか引き続きですね、皆さんも通常業務をこなしながらの対応で非常に大変でしょうけれども、丁寧な速やかな対応をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質間に移ります。次に、質問の（2）国の新型コロナに関する新しい生活様式の提言について、奄美市のホームページ上などではそのことについて触れていませんが、今後の周知方法も含めて見解を伺います。私が6月2日に通告した時点ではホームページ上にありませんでしたけれども、今はしっかりと、確認をしましたらホームページ上にアップされておりました。また、奄美市だよりのですね、6月号でも6ページですね、これ手元に現物がありますが、6ページに新しい生活様式ということで、市民の皆さんにも御案内をしているようです。非常にこういう啓発活動は大事だと思いますので、場合によってはポスターなども作成をして、各自治会などに配付する工夫なども必要ではないかと考えております。また、その際にはですね、ホームページも見させていただきましたけれども、字ばかりだったんですね。やっぱりちょっと硬いなというイメージがありましたので、イラストを多用して、より分かりやすい工夫も必要だと思います。スライドをちょっと用意していますので、投影をお願いいたします。これ、私どもの公明新聞の記事をちょっと抜いたものなんですけれども、とにかく絵を大きくして字は少なくしているわけですよね。上から行きますと、日常生活での実践例ということで、基本的な対策、人との間隔はできるだけ、2メートル空ける。マスクを付ける。帰宅したら、まず手洗い、顔を洗い、すぐに着替えると。移動、部屋、健康チェック、買い物、公園や公共交通機関、食事、こういった冠婚葬祭などの親族行事、働き方と。絵と、絵を大きくして、字を小さくしてというのがすごく分かりやすいのではないかというので、こういった形で啓発もしっかりとしていくといけないと

思いますが、このことについて見解があればお示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 国が提言をしております新しい生活様式とは、日常生活の中に新型コロナ対策を取り入れることに關し、具体的な行動例を挙げて整理をしたものでございます。このうち、市民生活に関する部分につきましては、先ほどございましたが、先月発行されました奄美市だより6月号に掲載をし、周知を図ったところでございますが、その後のホームページ掲載につきましては、御案内もいただきましたので、これに加えて業種ごとにおけるガイドラインの案内も含め、より詳しい感染症予防の周知を行ったところでございます。新しい生活様式の基本的な考え方は、かねてより啓発を続けております手洗い、咳エチケットの徹底、密閉、密集、密接の回避、一定の距離の確保などに基づくものであります。これらの基本的な考え方を地域、市民の皆様が身近な出来事として認識できるよう、分かりやすく周知方法を図ってまいりたいと考えております。具体的な啓発の手段といたしましては、広報誌、奄美市ホームページはもとより、御案内のような視覚的に分かりやすいポスターの製作や地域FMなどの活用などにつきましても、準備を進めているところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。ホームページ、奄美市だより以外にもポスターとかFMの活用なども考えていらっしゃるということですので、もう国民の皆さん、市民の皆さんも分かっていらっしゃると思いますけれども、やっぱり目に付くように、何回も何回もこう啓発することもとても大事だと思いますので、引き続きよろしくお願ひをしたいと思います。

次の質問に入ります。（3）災害時の避難所の3密対策についてお伺いします。①これから大雨、台風シーズンを迎ますが、避難所を開設する際の新型コロナウイルスに関する具体的な対策について伺います。これも同僚議員から質問がありまして、計画では市内114カ所、災害時ですね、市内114カ所へ担当者1・2名ほど配置をして、136名配置をすると。保健師がいるところを各地区1カ所ずつ置くということで分かっておりますが、チェックリストを作成した、予防チェックリストを作成したということで、この間も記事に載っておりましたけれども、もう少し具体的に教えていただければと思います。

総務部長（三原裕樹君） 本市におきましては、台風シーズンを前に感染予防対策に係る避難所の具体的対策について、先月、チェックリストを作成をしております。具体的な対策につきましては、基本的な感染予防対策、先ほどございましたが、手洗い、咳エチケットの徹底、消毒を徹底するとともに、主な対策といたしまして、避難所開設時には避難者の氏名、住所の聞き取り。避難者の健康チェック。避難所運営時には基本的な感染対策の徹底。3密の防止。健康状態の定期的な観察確認などを実施することとしております。具体的な対策をチェックリスト化することで、確実に感染予防対策を行えるようにしましたのでございます。そのほか、感染予防対策に必要な資機材、これアルコールであったりマスク、体温計などでございますが、この整備、備蓄にも努めているところでございます。いずれにいたしましても、避難所における感染予防対策を徹底をし、必要に応じて見直しを行うなど、十分な対策を講じてまいりたいと存じます。

8番（橋口耕太郎君） 必要な、しなければならないことをチェックリスト化をして、一つ一つ潰していくということですね。分かりました。4月に国が各自治体に通知を出しまして、それを受けた県が、また、各市町村に通知を出して、そういう動きになっていると思います。台風だと窓は当然開けられませんので、しっかりと間隔を空けるとかいうことを徹底しないといけませんし、最近、フィルムで、ビニールシートって言うんですか、よくお店とか窓口とかでお見掛けするんですけども、あれも防炎のものとそうでないものとあって、そうでないものはすぐ火がついて火災に結び付くと、そういったところもありますので、そういった備品等についても、また、研究をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。②一部自治体では災害を想定しての避難所を試験的に開設をして、確認作業を行っているところもあります。本市でも試験的に開設をして、実際に避難所の確認作業を行う考えはありますか、お願ひします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、避難所での感染予防には最大限の配慮が必要と認識しております。現在、国や関係機関から新型コロナ対策に関する情報や対策、ガイドラインが日々送付をされ、これらを基に本市といたしましても更新される情報に沿って、対策や避難所運営方法について、関係各課などと検討、更新を行っているところでございます。まずは日々更新されるこれらの情報に基づきまして、避難所運営に係る庁内説明会なども実施をし、避難所の試験的な開設、確認作業につきましても、その中で検討をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 今回の避難所の運営は通常の避難所の運営と若干違ってくると思いますので、庁内での説明会もしっかりとしていただきたい、場合によってはこういうふうにするんだよということで、レイアウトとか、そういったところまで含めて検討していただきたいと思います。最近の地元紙にですね、見られた方も多いと思いますけれども、防災科学技術研究所、茨城県つくば市にあるところが、各自治体がやっている取り組みをサイトに集約をして、いろんなこう参考意見が拾えるというサイトがあるようですので、こういったところも参考にしながらですね、いいところは取り入れていただきたいというふうに思います。お願ひいたします。とにかく先ほどと重なってくることもいっぱいありますけれども、最悪を想定した避難所運営をするために、国の臨時交付金、これから示される部分もあるでしょうけれども、活用も視野に入れながら、あらゆることを考えていただきまして、市民の安全・安心へつなげていっていただきたいと思います。

次に、質問の2に入ります。老朽化したインフラ、橋梁等の対策についてお伺いをいたします。
(1) 2014年から5年に1度、老朽化したインフラ、橋、トンネル、道路付属物の点検が義務付けられ、もう2巡目に入っていると思いますが、本市の判定区分の状況はいかがですか。今、ちょっと図でお示しをしたいと思います。2番目のやつをお願いいたします。これは上のほうに施設の種類別の判定区分ということがあります、左に橋、71万6,466。トンネル、1万645。道路付属物、3万9,678。上のほうに、1、健全。2、予防保全段階。3、早期措置段階。4、緊急措置段階ということで、橋が圧倒的に、全国的に、これ全国の数字ですので、橋が圧倒的に多くて、71万ということです。次の図、お願ひします。その橋の3・4ですね、早期措置段階、緊急措置段階の3・4の橋が6万9,051カ所あると。71万6,466のうち、橋が6万9,051カ所あって、そのうち管理者別に見ると、国土交通省と、あと高速道路会社、そして、自治体と。自治体は、まだ20パーセントしか、その3・4の橋の着手ができていないと。残りの8割がまだですということの説明の図です。今回、奄美市の数の多い橋梁に限定して、今の現状をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

建設部長（保浦正博君） それでは、お答えします。本市が管理している橋梁は325橋で、地区別内訳としまして、笠利地区71橋、名瀬地区206橋、住用地区48橋となっております。判定区分3・4の数値ということでございますが、橋梁点検の1巡目の結果でお答えさせていただきます。早期措置段階である判定区分3の橋梁は77橋で、笠利地区30橋、名瀬地区34橋、住用地区13橋。緊急措置段階である判定区分4の橋梁につきましては、笠利地区1橋で、平成30年度に架け替え工事を完了いたしております。今後、判定区分3の橋梁につきましても、計画的に補修を行うこととしております。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。1巡目で、3が77、4が1橋あって、4の1橋は平成30年にもう架け替えが終了していると。残りの3の部分に関して、隨時していくという答弁であったと思います。分かりました。

次に、（2）判定区分が4、3になりますね、奄美市の場合は、3が優先して修繕、改修等の事業が実施されると思いますが、今年度国が創設をしました道路メンテナンス事業補助制度というのを利用した、利用する案件があれば、お示しいただきたいと思います。

建設部長（保浦正博君） お答えします。橋梁補修事業につきましては、昨年度までは社会資本総合交付金事業の防災安全交付金を活用し事業を行っておりましたが、本年度より先ほどありました、老朽化した橋等の修繕、更新を集中的に支援することを目的とした、道路メンテナンス事業補助制度が創設されたことにより、本市におきましても本事業を活用します。なお、この道路メンテナンス事業補助制度により補修対象となる橋梁数は、先ほどの判定3の、3と4の中で、まだ補修が済んでいない54橋となりまして、本年度は7橋予定しております。次年度以降も計画的に整備を行ってまいります。以上です。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。道路メンテナンス事業補助制度、これ国のお金が55パーセント入っているということでお聞きしているんですけども、何か奄美の場合は奄振事業と絡めた案件もあるというふうに若干聞いたんですけども、そこまでちょっと教えていただけますか。

建設部長（保浦正博君） 今、議員の御指摘がありましたとおり、内地においては10分の5.5。ただ、私ども奄美群島につきましては奄振がございますので、これまで使っておりました防災安全交付金と同様、70パーセントということになっております。

8番（橋口耕太郎君） はい。本土よりも有利な事業を使っているということで、安心をいたしました。引き続き、その3の判定区分になった77橋の橋をですね、計画的にしっかりと整えることで、住民が安全に通れるように配慮していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。次に、質問の3、フレイル検診についてお伺いをいたします。先月25日に奄美市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定委員会が開かれまして、第8期の策定計画に向けた審議がスタートしましたと、地元紙が伝えておりました。2000年にスタートした介護保険制度、3年に1度計画を策定し、都度介護保険料などを定めていきますが、改定ごとに負担割合が多くなっていることは周知の事実であります。その記事では、市の現状を見ると2015年の高齢化率は28.5パーセントで、10年前よりも4.9ポイント増、2045年には、30年後ですね、高齢者人口が生産年齢人口を逆転し、高齢化率は46.3パーセントに達成すると予測されているとありました。少子化、高齢化は避けて通ることのできない全国的な課題であります。奄美市総合計画の第1章は、健康で長寿を謳歌するまちづくりで、この項目を一番目に持つて来ているところは、私は非常に重要だと考えております。健康で長寿でいることは、災害が発生したときにも大きく影響するものであります。つまり、いかに健康で長生きできるかで、自分のことを自分で守り、自分の力で避難することができることにもつながっていきます。そこで、質問の（1）介護が必要になる手前、フレイル、虚弱を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、75歳以上を対象とした検診のことですが、本市の現状について示していただきたいんですけども、その前に図をちょっとまたお示しいただきたいと思います。フレイルという言葉が最近よく使われて、真ん中の部分ですね、左のほうに自立、左の縦軸が自立、横の軸が加齢ということで、加齢を重ねるごとに健康からフレイル、虚弱な部分になって、そして、要介護状態になっていくと。そのフレイルの部分ができるだけ健康のほうに持つて行くということで、75歳以上の方に対する検診をフレイル検診と呼んでいるんですけども、本市の現状について、そこ、詳細を教えていただきたいと思います。お願いいいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問のフレイル検診の前に、後期高齢者の現状とフレイル検診を含めた

保健、介護予防施策について御説明いたします。一般的に年齢が75歳以上の後期高齢者におかれましては、加齢に伴う心身機能の低下や社会環境の変化等により、健康上の不安や、要介護状態になる恐れが高くなっています。一方、後期高齢者におきましては、疾病予防を含めた保健事業と、要介護状態になることを防ぐ介護予防につきましては、後期高齢者医療制度と介護保険制度において別々に対応してきたところでありましたので、高齢者の方の状態に合わせた一体的な支援を構築することが難しい状況でございました。このことから、国は健康保険法を一部改正し、今年度から保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための制度変更を行ったところでございます。その一環として、新たにフレイル検診が本年4月から施行されております。このフレイルとは虚弱と訳され、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指します。フレイル検診を実施することで、早期支援が必要な方に対して、適切な治療や介護予防を行うことで高齢者の生活機能の維持、向上を図るものでございます。本市といたしましては、高齢者お1人お1人の状態に合わせた適時、適切な支援を、高齢者の保健事業と介護予防の一体的に事業については積極的に取り組んでまいりたいと考えているところです。なお、本市のフレイル検診につきましては、従来の長寿検診を置き換える形で9月に実施する予定にしております。

次に、詳細についてお答えいたします。検診におきます参加人数につきましては、これまでの長寿検診の受診率を踏まえ、約750名を予定しております。次に、開催場所及び回数ですが、名瀬地区が奄美市保健センターなど4カ所で18回。住用地区が住用公民館1カ所で2回。笠利地区がふれあいの里1カ所で7回を計画しております。今年度は新型コロナの観点から予約時間を設定した上での実施を予定しております。質問票はこれまでの標準的な質問票に替わり、フレイルの状態になっているかをチェックする後期高齢者の質問票を活用いたします。この質問票では食生活の習慣、物忘れの有無など15項目を尋ねることとなっておりまして、この回答を基に本人の運動能力や栄養状態などを把握しながら、フレイルの早期発見、または、保健指導や助言を基に、重症化の予防を推進し、高齢者の皆様方が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう努めてまいりたいと考えているところです。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 奄美市では長寿検診として以前からしていたということで、今年度からフレイル検診と呼ぶようになったという理解でよろしかったですかね。はい、分かりました。私、今、その後期高齢者の質問票というのを持っているんですけども、健康状態、心の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動、転倒、認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポートで全15項目となっておりまして、国が示すそのアンケート票と同じものを使っていらっしゃるので、全然問題はないかなと思います。今年、何年目かちょっと分かりませんけども、これに、この長寿検診も含めて、何て言うんですかね、この検診を行ったことによる一定に効果みたいなのが、もしお示しえれば、お願ひしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 今年度の検診につきましては、令和2年9月からの実施となっておりますので、検診結果と保健指導の効果を一定期間取り組み後に評価検証を行い、今後の取り組みに反映させていただきたいと考えております。

8番（橋口耕太郎君） 私の母も78になりました、もう最近、年々やっぱり運動機能っていうのが衰えていきまして、頭はまだしっかりしているんですけども、やっぱり足から来て、それからだんだん出不精になっていって、そして、引きこもりがちになっていって、そして、介護状態に進行していくっていうのが一般的な流れです。やっぱり外に出ることの大切さっていうのはすごく思いますし、そのためには筋力がないといけない。歩ける状態じゃないといけないということで、そういったこの検診でそれを確かめながら、できるだけ健康寿命を延ばす。冒頭申し上げましたように、健康であることは、自分で逃げることができるし、人の手を借りずにやっぱり頑張るということが大事なことになっているの

で、そういう取り組みというのは積極的にどんどんやっていただきたいと思います。皆さんも御覧になつたかと思いますけれども、2月にですね、MBCとNHKですね、防災ですね、シンポジウムをされてまして、1時間ぐらい、1時間か1時間半ぐらいの防災シンポジウムでテレビで放映されていましたけれども、防災に関する、鹿児島も86水害を経験したり、いろんな水害を経験しておりますので、そういうとき、あとは地震のとき、そういったところをこう話し合う場だったんですけれども、その中である教授の方が、災害の予防は元気な高齢者をつくることでもあるという発言をされておりました。まさにそのとおりだなと思って、今回取り上げさせていただいたんですけども、奄美は当然災害の多いところですので、元気な高齢者を、元気な高齢者をたくさんつくるって言ったら弊害がありますけれども、元気な高齢者が多ければ多いほど、当然医療費も下がりますし、いいことばかりですので、そういう取り組みを、奄美市は積極的にやられていると思いますので、引き続き取り組みを強化していっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。次に質問（4）予防接種についてお伺いをしていきます。次に4、大きな4番ですね、予防接種についてお伺いをします。（1）はしかや細菌性髄膜炎の発症を予防するワクチンの接種についてお伺いをしていきたいと思います。本土では今回のコロナウイルスの関係で外出の自粛要請が出ておりましたので、保護者が生まれたての赤ちゃんに対してですね、予防接種を定期的に受けないといけないんですけども、出ることによって感染する恐れがあるということでためらって、その受診率がですね、接種率が落ちているという報道がされております。本市の現状としてはいかがですか。お伺いします。お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） はじめに、はしかと細菌性髄膜炎の発症を予防するワクチンについて御説明いたします。麻疹とは麻疹ウイルスにより引き起こされる感染症で、一般的にははしかの名称で知られております。この麻疹ワクチンの効果は非常に高く、被接種者の95パーセント以上が免疫を獲得されるとされております。現在、行われているのは麻疹と風疹の混合ワクチンの予防接種です。麻疹、風疹ワクチンは接種時期が2期に分けられており、1期は生後12カ月から24カ月に至るまでの間、2期は就学1年前の接種となっております。令和2年度対象者のうち、4月の対象者は1期が28名、接種者は22名。2期の対象者は35名、接種者は17名となっております。昨年度と比較いたしますと1期の接種率はほぼ変わっておりませんが、2期の接種率は若干減少しているところでございます。なお、5月の接種率につきましては、昨年度より若干増加しているところでございます。

次に、細菌性髄膜炎の発症を予防するワクチンには、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌があります。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ともに対象年齢は生後2カ月から5歳の誕生日を迎える前日までとなっており、開始時の月齢により接種回数が異なります。ヒブワクチンの4月の対象者は72名、接種者は101名となっております。小児用肺炎球菌の4月の対象者は72名、接種者は92名となっております。この二つにつきましては、昨年同様の接種率となっております。議員から御質問のありました三つのワクチン以外の予防接種についても、前年度と比較すると接種率に大きな差は出ておりませんが、新型コロナが本市で発生した4月は外出自粛を行い、接種を控える保護者もいたのではないかと予測しているところでございます。予防接種は個人の健康面と集団発生を防止する観点から非常に重要であるため、今後も広報紙において接種勧奨を行うとともに、予防接種を行っていない乳幼児につきましては、個別に接種勧奨の葉書の送付を行っていく予定にしております。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。奄美市では昨年と比べるとそれほど落ちて、4月はそれほど落ちていない。2期のほうが若干落ちていると。5月に関しては昨年度よりも上だと。細菌性の髄膜炎に関しても接種はきちんとできているというところで、本土のような外出をちょっと自粛をして、お母さんたちが怖いので受けに行けてないという状況は、奄美市ではないというふうに認識してよろしいですね。はい、分かりました。ちょっと新聞によりますと、全国的な数値ですけれども、肺炎球菌ワク

チンの1回目の接種率が19年11月以降に生まれた乳児で低下傾向が見られ、特に今年1月生まれでは約20パーセントを低下した、いうふうな記事が載っておりました。また、そのほかにも全体的に低下傾向にあるので、ちょっとこういった報道が出てたんだと思います。奄美市がそういうふうなことになつていなければ安心しましたけれども、やっぱり先ほど部長がおっしゃったように、接種できていない方に対する定期的な接種勧奨というのは、引き続き行つていただいて、しっかりと予防接種が接種できるような対策をよろしくお願ひいたします。

最後の質問に入ります。次に、質問の5番です。新入職員の研修などについて。（1）新年度の新入職員の研修実態はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。①まず今年度の新入職員の採用人数についてお示しいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本年、令和2年4月1日入庁の新入職員は33名でございまして、内訳としまして、一般事務が21名、農業技師1名、学芸員1名、幼稚園教諭及び保育士3名並びに消防士が1名。それから、障害者の採用といたしまして2名。民間企業等職務経験者、いわゆるキャリア枠と言っておりますが、キャリア枠といたしまして、一般事務が2名、幼稚園教諭及び保育士が2名の計33名でございます。

8番（橋口耕太郎君） 合計33名ということですね。様々な職種で採用されておりますが、一般事務21名というのが、おおよそ大体新卒というか、方だと思います。②の質問に入りますけれども、通常、新入職員が入りますと、様々な研修が行われていると思いますが、私が聞いているところによりますと、今回はコロナの関係で3密を防ぐために、もういきなりもう現場に入って、現場でOJTをしながら覚えていくというやり方で、今までずっときてるというふうにお伺いをしています。だから、②の関係ですけれども、今後、今の現状と今後の研修実施予定などがあれば、見解を示していただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 本市の新入職員研修につきましては、例年4月の中旬頃に公務員としての基本的な心構えや職務上必要な知識、それから、技術及び態度の習得、職務への適応力などを目的として実施をしているところでございます。しかしながら、御案内のとおり本年度につきましては新型コロナ感染拡大防止の観点から、まだ実施をできていない状況でございます。この新入職員研修におきましては、一部の研修科目について、職員が講師を務めるなど、市役所全体で新入職員の研修に当たっております。また、新入職員が一堂に集う場でもあり、お互いにコミュニケーションを取り合うことで、同期としての絆を深めるきっかけにもなっているところでございます。今後の研修につきましては、新型コロナ感染状況を注視をしながら検討をすることとしておりますけれども、現在、新入職員には指導員を任命をいたしまして、業務の指導に加え、業務内外の相談など、職場環境にいち早く慣れてもらうような配慮などもしながら取り組んでいるところでございますので、御理解をお願いいたします。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。なかなか実施できていないというところで、指導職員を置いて対応しているということです。新入職員は先ほど部長からもありましたように、同期ということで絆をしっかりと、その集合研修辺りから、最初はすることが、だったんでしょうけれども、それができないというところで、同期が誰なのか分からぬという声もあってですね、私のところにありますて、だから不安の中で、今、仕事をされていると思います。当然担当課の課長さん、係長さんも気遣いをされていると思いますけれども、せっかく難関を突破してですね、入職した職員の皆さんのが自分の力を思う存分發揮できるように職場環境をしっかりと整えていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。
これにて、本日の日程は終了いたしました。
明日、午前9時30分、本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）